

だからね、そういうことを言わされたもんで、それはやはり議会の方へ後で資料なり、支所長の職務権限いうものはこうこういうことだからということで資料なんか回していただきたいですね、そういうことは。

そういうことで、9番目はそういうことやったから、どうですか。今、言われたことでもすぐ記憶から消えますし、私は明確に資料として出していただきたい。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

資料につきましてはまた後日ですね、配布させていただきます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではあと4分になりましたけど、これで終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 12時 12分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けますが、都合により3番明神照夫君と13番の山本久夫君が入れ替わって、3番に山本久夫君が一般質問することになりました。

よろしいでしょうか。

（議員から「はい」の声あり）

はい、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問者、山本久夫君。

19番（山本久夫君）

それでは、質問します。

3点質問しますが、1点目ですが生活環境の整備ということで、町長は6月議会ですか、まあ3カ所くらいの地域へ入ってまあ特に生活道であったり、生活環境がなかなか思うようにいかんという所を視察しまして、担当課と。まあ、計画をしたいということで視察に行ってると思うんですが、その結果、具体的にどういう検討をされているのか、1回目お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

山本議員の質問にお答えします。

6月議会の終了後、生活環境の特定の地域ですけど、そこを4カ所現地回りをしました。6月終了後、田野浦、出口、上川口郷、伊田浦、4カ所を地元の関係者と現地回りをしました。その4カ所を見て気付いたこととか問題点とかをちょっと列記させてもらいますが。

1番目として、この4つの地域とも地区道路、地区内道路が非常に狭く、家屋が非常に密集しているということです。が、地区内の循環道路はないことや、車の通行に支障が出ている所があったということです。まあ、こういう車が入らないということで、地域によっては町外の転出等が見られるということを地区の人から聞きました。また、2番目としては側溝が古くなり、水の流れが悪く、悪臭のする所がある。

3番目として舗装が古くなり、はがれたり、ひび割れた所があるということ。

4番目、がけや急傾事業で行った擁壁等の老化によって、落石等が生じている所があるということです。

5番目ですが、5番目については、ちょっと気付いた、それから地域の方から要望があった点ですけど、地区の中にですね、その空き家、廃屋いうかそれがあるがですけど、まあその隣に住家いうか住んでる方があるがですけど、そういう家が廃屋と空き家と住んでいる方の家が隣同士であるということで、それが混在しているということで、その空き家とか廃屋が崩れかかって、その地区の人が言うには、シロアリとか子どもがその廃屋の中に入り、空き家の中に入り遊ぶとかいうことで、防災上不安を訴える意見を地区の人から聞きました。これなどはまあこの4つの地域に限ってあることじゃなく、町内最近よく見られますので、この対策いかここらへんが今から考えなくてはならないことじゃないかと、ひとつは思っています。

まあ以上、5点ほど気付いたことです。

それから、それを受けまあ検討したことですが、まあ、町内全般に言えることですけど、まあ地区道路や環境整備を図る場合には有利な国庫事業とか過疎債とか導入してですね、まあ、調査等行ってです年次計画に基づいて整備をしていったらと考えております。まあ、もしそういう有利な事業とかできない場合、まあ町単独の地域整備事業等がありますが、これもまあ計画的に、そういう地域があれば計画的に整備してはどうかと考えております。

またこの地域整備の場合は、まあ舗装とか側溝整備とか隅切りとかということで、まあ地域整備ですのでまあ用地補償は考えてないということです。あと、さっきがけとか急傾とか出ましたんですけど、そういう老朽化の部分については、県の方に働き掛けて要望活動もしていかなければならぬと思っております。まあこういったところが検討した内容です。

本年度の分について言いますと、上川口でまあ地域整備事業をやることに決めたがですけど、まあ上川口の郷の中にですね、車の回し場がないことが長年の問題やったということで、その地区内に入った車が田んぼへ落ちるということが再々あったようです。で、そこで部落としても緊急の課題として町の方に現地回りに行つたときに提案があったがですけど、部落の方でその宅地、車回し場のための用地を一部確保するので、ぜひ拡幅とか車回し場を造ってほしいということで要望を受けまして、まあそういう要望でしたので一部地域整備の中で、本年度の事業の中でやるようなことも考えております。

また、過疎債の中にも道路事業を一部計画して入れ込んでいこうと思っております。

まあ、こういうことですので、まあ今後、まあ安心安全な生活道の整備ということに努めたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

まあその4カ所。すみません、3カ所言葉た、4カ所でしたか。

4カ所視察をして結果がそうであったというように、まあ町長もまあこれは選挙公約の中にもあって、まあ何とか地域の整備をしたいというのがあったわけですが、その中でまあ道路が悪いとか、舗装が悪い、側溝が

悪いというのはまあ生活する上で一番の基になる部分やと思います。これが地域に公園がないとかね、そういう話であればまた別問題やけど、とにかくその地域の中へ入って一番悪い生活道、道路が悪いっちょっともう最低な部類なわけですから。とにかく、まあ合併以来ずっとこれは言い続けてきたんやけど、まあ黒潮町の中でやっぱり地域の格差をなくするという方向を持ってですね、今、課長が言われたようにその過疎法も適用になって、また過疎法計画も今度の議会で多分通るであろうし、そういうことが、土台になるもんがありますので、ぜひやっていただきたいと。

それで地域に入ればですね、課長が言われたように土地のことも協力もしてもらいいですよという人と直接話もできるわけですから、取りあえずそういう地域は広いけど、そのせめて1本くらい横断したり、縦断するような道路がないとですね、そりゃ災害じゃいろんな意味で不便で、日々の生活で本当に不便をしてると思いますので、ぜひそのへんに取り組んでいただきたいと思います。

まあ、町長もそのわざわざ視察に行たわけですから、ある程度方向性を自分も出してですね、が、地域整備事業でやるのは、そのわずかなお金というかね、各部落へどうしても回さないかんから。黒潮町全体で3,000万しかない予算ですから。それを1部落、1部落を50万くらいが精一杯ばあなもんよと思うんで。それはそれとしてですね、ぜひ漁業集落の整備事業であったり、いろんな制度を利用して、何とかその特別悪い、不便さとか危険さとか、こけるっちょっとなことが平等にならんようにですよね、ぜひ、安心な生活ができる、安全な生活ができる環境づくりを一日も早く取り組んでもらいたい。そういうことをお願いします。

じゃあ、2点目いきます。

2点目ですが、これは町長がこれも公約で地域に入って皆さんの話を聞くということで、各部落、各地域をまあ行政報告もしながら、その懇談会をしていると思いますが。その進ちょく状況というか、まあこの質問には、進ちょく状況というと実施状況いうて聞くとですね、何部落あって何戸今行きましたて、答弁なって終わってしまうわけですけど。それじゃなしに、ちょっとすみませんけど、その内容ですが、そのいろんな意見があってですね、町長になって初めて地域を回っていくと、自分の考えているより以上に、町民が思いをこういろいろと言うてくれるろうし、また町長になった立場ですから、町長にお願いすれば何とかなるとか、いろんなことを思いながら町長に意見を言ったり、要望活動があると思うんですが、そのへんですね町長、自分が考えていて地域へ入る前に考えていたことと、実際回ってみてですねやはり実感して考えること、また、こういろんなことを、これもせないかんということもいろいろ気付いたと思うんで、そのへんも含めましてその実施状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

山本議員の地区懇談会の開催状況についての質問にお答えします。

地区懇談会の趣旨につきましては、これまで申し上げたとおりでございます。

開催状況につきましては、7月29日の鈴地区を皮切りに、佐賀地区では市野瀬、橋川、川奥、拳ノ川の計5地区。大方地区では奥湊川、大屋敷、本谷の3地区。計8地区で実施致しました。住民の参加者は113名で、そのうち27名が女性でございます。町の出席者は、私を含め3役は基本的に全地区へ。課長は3班に分け、それぞれローテーションで対応し、大塚支所長につきましては、佐賀地域全地区に参加する体制で進めております。職員の述べ参加数は71名となっています。また開催地区につきましては、中山間地域と比較的高齢化が進んだ地域を優先して実施しているところでございます。

内容につきましては、行政側から財政状況と高齢化の現状についての説明をさせていただいた後、意見交換となっております。これまでさまざまご意見をいただきましたが、中でも多かった意見と致しましては、地域のインフラ整備、高齢化対策、耕作放棄地の拡大への懸念、鳥獣害対策等が主な意見でございます。中山間地域のインフラ整備につきましては、その必要性を強く感じているところでございます。地域要望への対応はもちろん、計画的に進めてまいりたいと思っております。高齢化対策につきましては、繰り返し申し上げてまいりましたとおり、まずは見守りの充実に取り組むべきだと考えています。そのためには、まず地域の実情の正確な把握が必要であろうかと考え、これまで佐賀、大方それぞれの民生委員の役員の皆さんと町の取り組みについてご理解、ご支援いただけるよう協議を重ねているところでございます。

また、生きがい対策や移動手段の確保など他の懸案事項につきましては、平成23年度策定予定の地域福祉計画の中で掘り下げてまいりたいと考えております。

耕作放棄地や鳥獣害対策につきましては、なかなか抜本的な対策が難しいところではございますが、町としては現在、集落営農や中山間直接支払制度等の推奨をし、そちらで対応をお願いしているところでございますし、また、前段ご指摘いただきました矢野議員に併せて、矢野議員にご指摘いただきました点も協議させていただきたいと思っております。

今回、地域に入らせていただきまして、自分の想像以上に地域の疲弊を感じているところでございます。それぞれの地域にそれぞれの課題をお抱えになっておられまして、ある地域では、行政側からいろいろなご提案をさせていただきましたけれども、なかなかそれに取り組める世代がないといったことで、お断りをされているといった状況も生まれております。どうかですね、今議会で皆さんにお願いしたいのは、本当に想像以上に地域の疲弊が進んでおります。それを打破するために、どうかですねお知恵をお借りしたいと考えております。

また、現状を少しでも改善できますよう、同じく住民の皆さんの知恵もお借りしながら、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

じゃあ、再質問します。

まあ、町長、その思うたよりか疲弊してなかなか皆さんが苦労してると、地域の中では。そりゃあもう当然でありますし、また皆さんらの議員も、私も一緒ですけど、議員の質問はイコール、まあ地域の要望のよう重なる部分もあると思うんで、そのへんですね、まあ、せっかくその担当課長なり副町長なり、大変忙しい中行きゆうわけですので、そのへんも生かせるようにですね、まあただ聞きやあええというもんじゃないんですけど、ただそれが聞かんよりかはるかにええわけで。せっかく聞いたがやったら何とかせないかんというように、ちょっとずつでも前向きにですね、このこともやっていただきたいと。

過去には地域の担当制を取ってやってました。これと似たようなもんで、ただ、それからが大事なわけで、聞くことはみんな一緒なんんですけど、聞いてからどうしようかで。そらあもう帰ってきてからみんなが顔を合わして課長に、えらい所やね、あこはっちょな話で終わりよっては前向いてはいかんわけです。何とかせなあいかんねえという気持ちは、こう地域へ回ればひしひしと身になってこう感じると思うんですね。やっぱりその感じるがを忘れんうちにですね、具体的にやろうじゃないかというように前向きにやっていただきたい。聞いて済むというのは誰でもできるわけですから。やろうとすることが難しいわけで。そのためには課長なりみんなの力を、こう知恵を借りながらですね前進していただきたい。そうしたら黒潮町良くなる。

今、本当に人が元気じゃの、三拍子そろうたような標語がございますが、今、一番元気のないのが人ですから、そのことも頭に入れて、元気です自然は。そういう時代になっちゃうわけですから。ぜひそのへんもご尽力いただきたいと思います。

じゃあ、3問目いきます。

3問目ですが、これは産業振興推進総合支援事業についてですが、これはもう前々からずうっともう質問させていただきます。今年は総額で7,600万でしたか。その中で5,000万補助金で、2,600万が一般財源。その中で7,600万のうちの6,800万くらいが町の事業分なんです。ほんと700万が補助金、特産協へのね。こういうがで今、動きよう。今年度は、その中でも施設整備をせないかんということで、サトウキビの加工場を造るということで300万ちょっとでしたかねえ、設計委託料が可決されておりましたんで、6,000万くらいの施設を建とうじゃないかということで進みようわけですが、今年度。

その運営をやる所が特産協なんです。特産協。その特産協は今、700万の補助金をもらって、その運営と経営をするための準備を整えてると思うんですが。室長、そこで質問なんですが、今の現状でその設計はというか、もう建物本体ですが、その建築予定と、それと特産協がそれに準備をどのへんまでやっているのか。

そのへんをお聞きしたいということと、それと特に特産協の中では、その新しい商品、それを開発するために委託料の700万のうち380万くらいが一番比重を置いちゃう。それは商品を8品でしたかねえ、そのくらいを開発しようじゃないかということで、まあ、できちゅうんじやと思うんですけど。その委託の中には、補助金の中にはラベルのデザインをすると。それから、しおりを作ったりするということで380万くらい予算は組んでる。

そのへんですね、具体的にほんまに商品化として売れるという、やろうとしているもんがきっと今、できているのか。それと、特産協の組織自体、運営が可能かどうか、来年度。このへんのことをまあ全体の、どうしても建物だけじゃあこの事業は進まんわけですから。特産協あっての建物なわけで、反対言えば。

ですから、そのへんがどうしても両方うまいこと動いてないと、どっかおかしくなるわけで、この事業は。

そのへんを室長、一遍お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

山本議員の産業振興総合支援事業の町事業分特産協補助分の進ちょく状況について、というご質問にお答え致します。

今、先ほどのご質問で3点ご質問があったわけですけれども、まず、主に黒潮印の方のことについてのご質問だったと思います。

まず今年度についてですが、黒潮印の商品開発の事業については、県より補助金の交付決定を7月にいただきまして、黒潮町特產品開発推進協議会と町で取り組んでいるところでございます。その町の事業については、加工施設約120坪ぐらいの規模を計画しておりますが、設計委託の発注や備品の購入、また販売実務の委託など、取り組んでいるところです。その加工施設については、大体11月中旬ごろに発注できればというような計画で取り組んでおります。

また、特産協の方の今年度の事業ですが、主に商品開発や販路開拓ということで取り組んでおりまして、先の販売実務計画委託のコンサルとともに、具体的に営業の方などに出て業務に取り組んでいるところです。

それで、まず特産協の体制整備の関係ですが、現在、法人化に向けて度重なる会を開きまして、また、その中に新たに興味を持った若い人たちも数名参加していただいて、検討も重ねております。来年度、再来年度に

向けて法人化できるように、今、詳細について詰めているところです。

そして、もう1点の特産品の開発の状況ですが、当初の計画で黒糖、それと黒糖の液状のものですが、の商品化、それとキビ酢、ラッキョウ、ピクルス、それとお菓子類の6品目を予定しております。このうち黒糖とラッキョウ、それとキビ酢の関係については、商品は完成して、まあある程度ラベルデザインとかそういうものの変更が混同して、商品のブラッシュアップをしていく計画にしております。

それと今年度スウィーツ類、お菓子ですけれども、スウィーツとピクルスの関係については、今年度商品開発の予定をしております。

その黒糖とラッキョウの関係については、これから販売について具体的に注文なども取っていってることで、ラッキョウについては業者さんからも具体的な商談などもあり、できれば前倒しで来年度あたりから商品の開発をして販売をしていきたいとは、県と協議をしております。

今のところ、以上のようなことで進ちょくを早急に進めて活性化につなげていきたいということで取り組んでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再質問します。

まあ、順調に進んでるようにということですが、ただね、その公設民営やないですかどういうもんはですね、室長、絶対その何でこだわるかというのはね、その特産協さんがですよもう来年、再来年くらいにはね、法人化に向けてやりゆういうて、そりゃあおっしゃいますけど、そらあもう前々から言いゆうことで、そらあ県の事業をもらうために町が作った企画書でね、3日もやりゃあ持ちませんわっちょな企画書では、なかなか事業も採択にならんわけで、そらあきれいに作られちゅうのは当たり前の話であってね、そのへんを一番心配するのは、要は、室長は一生懸命やって何とか法人化しようと言うけど、法人化する人が本当にその気になってやりゆうかね。法人化された人が、もうけは度外視でもうどうでもええんと、いうような会社をつくって、それで終わっていいんです、いう会社やったらしいんですよ。しかし、今回はそれで終わると施設が残るわけで、何も残らなければいいんですが、その法人化された会社は今から施設運営をせないかんわけで、嫌でも管理はせなあいかん、使用料は払わないかん。これはこういう産業育成だから2、3年は減免しましょうという話でいくかも分からんけどね、本当に特産協の目的であるね、黒潮に関係ある商品を製造しね、加工し、そして売るという製造加工業というか、それを目的としゅう会社なんです。単なる右から左へ商品を動かしてもうけていこうというような会社やないわけで、だからそのために施設が要るわけですから、この。そのへんのちゃんとした法人化に向けて動くのはいいんです。法人化はすぐできますから、お金出資さえすりゃあ。

しかし、もっと大事なのは公設で造った施設をどう動かすかがもっと大事でね、やっぱりそのへんに責任を持ってかかわっていけるかどうか。それで、次の展開があるわけですからね。一応今のところはサトウキビをベースとして、それからやろうとしているわけですわね。だから、この事業の目的はもともと、前々から言うようにサトウキビの加工施設が老朽化して衛生上悪いから、変えたいから、何かええがないかねやいうときにこの事業があっただけのこと、特産協は単なる受け皿であってね、あっさり言えば。その加工施設、サトウキビの加工施設ができれば、もう一番最低限の目的は達成できる、このことで。

ただ、その中で事業上どうしてもサトウキビの生産組合が受け皿にはないから、特産協というもんをつくりですね、受け皿をつくったに過ぎない。そういう部分がうんとあるわけです。だからそのへんをね、今、言

われたように特産品イコール特産協というようなイメージがありますけど、そうじゃなしにね、もっともっと身近い生産者の方へ目を向けて、産業推進する方法もあるんじやないかと思うわけでね、あまりにもこのことを事業に乗っかっていってるから、はい、次はラッキョウの施設、次は七立栗いうて止めどなくいってしまって、最後にね守りをする人が誰もおらんような施設になりかねんと。本当に赤字になったら、赤字をかぶってやる覚悟で法人化するものか、単なる受け皿でええから特産協なのか、そのへんのことが室長、きっちとね判断していきよらしたら、いけいけどんどんでどんどんいってね、本当に残ったのは施設だけで、後は訳は分からんって、にっちもさっちもならんなる。やがてこの事業が終わったときに、じゃあ運転資金がないから運転資金の貸し付けをしよう、やがて、ほんなら損失補償もしましょうかいう話になっていくんだと、施設を守ろうとすると。そういうところがあるから。

要はよ、今の時点じゃ町が一生懸命商売人の方、商売敵を作りようのようなもんですからねえ。そのことも十分わきまえてやってないと。

本来民間がね、ある事業を一応ベースとして持つといいて、その上でいこうという話であれば、もっと進むんですよ、具体的に。その人の判断があるわけやから。やはりそういうところをね、もう一度ね、点検し直して、今年度の事業では一番最低限である加工施設、サトウキビの。これができるわけですから、これはこれで結構な話。

しかしながら、次へ一步踏み出すときには、黒潮印にかぶれ過ぎんように。ねえ、ラベルばっかり作ってラベルは在庫で残ってね、張る所がないっちょなことじゃあどうしようもない。そのくらいのことうきちっとしたもんはあるか。企画書倒れ。企画書はいくらでもできるんで、きれいな企画書が。しかし、それを実際動かすのは役場じゃないんでね。そのへんを室長、一度考えてですね、今の心境としては本当に法人化して、採算が取れる企業としてやっていけるか、その施設を利用して。そのぐらいの特産協には根性を持ってやりゆうかどうか言うがを一度、お答えください。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

厳しいお言葉をいただきましたが、私たちもその体制整備を整えるのに今、力を入れておりますで、もう極力、極力といいますか、自立のできるように組織、会員の方にも話をして体制をつくっているところです。出資の話もして、将来その地域のための、黒砂糖、ラッキョウ以外、当然柱になるその2つの生産、販売を重ねていって、また、6月のときにもお話をした商品のピックアップ、特産品のピックアップしたもんも当然商品化して販売していくというようなことのコンセプトで、組織 자체は取り組んでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

まあ、室長。その構えでやるのはええんですけど、僕はその企業をつくる上でね、町がこれだけかむと、町がこれだけかむとですよ、その企業をつくるために。将来にやはりね、本当に運転資金に困ったとき、そういうときには、切れなくなる、切れなく。どんな事業でも一緒です。3年期限を切ったような事業は今までずっとやってきた。必ずね、せっかく今までやったもんやから、なかなか終るわけにやいかんけんいうて名前を変えたりして、補助金を変え、ここをわざわざ出して、何とか存続させようというような方向に行政はどうしても動くんです。

そういうことがあるわけですね、室長、それだけ一生懸命室長がかかわっているんやったら、ええことばっかりやなしに、企業はつぶれるときもあるわけですから。延々とは伸びていかんわけですから。そのいかんときに、極端言うたら施設の使用料を滞納したら、みんなで折半で払わないかんというくらいのことはね、きちっとわきまえてもらうてやらんと、おんぶに抱っこで施設は公設や、私たちは町の言えば特産物を売り込む仕事を行政から言われて担ってやりゆうというようなイメージでやられると、必ずどっかに付けが来る。本当にこれを業としてね、自分らがもうけて、自分らでやっていこうというような気構えじゃないと、法人化することが目的じゃないわけで、会社が存続してもうけることが目的なわけですから。

そのへん、どうも役場はね企画書のとおりで法人化が目的であって、その会社が行く末永く栄えるというのは次の話で、それはうまいこといからったらその企業が悪いがじゃ。せっかくこれら火つけちゅうに燃え方が悪いっちょな話しかならんわけよ。だから、燃え方が悪いいうて文句を言うがやったら火をつけなど、私は言いたい。だったら、最後まで面倒を見るんやったら最後まできちっとした説明をね、この機会に。施設が目の前に形が現れるわけですから、必ずそのへんのことを十分して。

それと、特産協が必ずそら施設が公の施設やから、どういう状態で貸し付けるか分からんで。公の施設は一応公募ということでたてりになっちゅうけど。そういうことで、じゃあ窓口は必ず、この事業でいけば特産協が指定管理者にならんといかんでしょう。だけど、特産協は毎日毎日サトウキビを煮るわけにやいかんわけで、生産組合がそこを使うよ、サトウキビの。じゃあ生産組合が使ったら、今までの生産組合がやってたとおり何パーセントかを特産協が加工費として取るのか、取っていったら、その金を今度は上乗せして売らないかん。その売ったときには、一番の元の生産者のその生産性がなかったり、お金が金額、言うたら生産量が上がったり、お金になったりすることが本当に具体的になるか。そこまでやっぱりしっかりとね議論してね、じゃあ特産協は何をやってもうけるかいう話までしちょかんと、ね。

サトウキビをピンはねして、ラッキョウをピンはねして、順番にピンはねしていく、一番困っちゅう生産者ら何のメリットもないようじゃあいかんわけですから。そのへんもね室長、話すときがあればしっかりと話してね、ほんまに何人で会社起こして、何人でやるかそら知りませんけど、ある程度腹割ってそのへんを話しちょらんと、役場のできることはここまでやいうことも言うてないと、するするべったりでね、特産協へ室長の名前が入っちゃったっちょになりよったらおかしなってくるで。だからそのへんもきっと整理をして、期限も切って、いよいよやるかえというようなやっぱり協議をしていきよららったら、この事業をただ進めないかんことは精一杯で、役場は。後は野となれ山となれじゃあ絶対、そういう事業は幾らでもあったわけですから。

その特産協がどういう施設を使ってやるか。あと、サトウキビをベースにやるんならサトウキビの話。それから加工場も建ついうんじゃから。じゃあ加工場の規模、そのへんも十分サトウキビの生産組合とも話されて、その規模を決めたのか。そういうところをやっぱりきっちとしてね、万が一のことも考えた対応してなかったら過大な施設になったり、せっかく造ったのに使えない施設ができたりするわけですから。

やっぱりそのへんね、特産協だけやない。施設にはまるもの、特に使おうとする者の意見も聞いて、そのへんは十分確かめて、間違いなくやれるわけですかね、施設は。

室長、もう一度お答えください。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

加工場の整備については県とも協議を重ねまして、その過大なものにはならないように、きっとその採算

性に合う損益分岐点も出して計算上でやるようにしております。今、そのコンサルと詰めておりますので、規模的にはどういう形のものになるか、今の段階でははっきり申せれませんが、計画で、今、計画中です。

それと組織ですが、組織についても厳しくといいますか、もうシビアに、ほんとに話を詰めていっておりまます。なかなか厳しい話をして、中にはなかなか、これじゃあ会員をというような考え方の方も中には出てくるかもしれません。

当然、これから経営をしていくわけですから、法人化してから後のその経営というもんを視野に入れて、コンサルにもいろいろそういうところも教えていただいて、会を重ねているところです。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

室長、たびたびすみません。やっぱり初めてできた室長ですから、初めてやる室長の仕事はうまいこといつてほしいわけで、こうしつこく聞くんですが。

その県の協議というのは、県はね制度上、事業上、この事業やるためにこれは出せません、これは補助金はやれませんという次元の話であってね、サトウキビの皆さんのが使うのにこの鍋はもうちょっとこんまい方がええこたないか、ふとい方のうがええがやないか、いう話とはまったく違うですから。そのへんをね十分、サトウキビさんとも話してくださいと言う話です。県はどうでもいいんですよ。県は鍋3ついたら、ふとかろうがこんまかろうが、鍋3つでいいんですから。でも、サトウキビは鍋も3つでもね、ふといがもありやあ、こんまいがも欲しいかも分からんから、そのへんをきちっと話してくださいということで、県はそれでいいんですから。もっと使う人のがを充実できるような話し合いにしてください。

それと、厳しい話して組織には言いますけど、ねえ。やっぱりねえ、そりゃねえ1年前はねみんな見ず知らずの人や、極端な言い方したら。そのとき特産協が初めて出て、ここにちは言うて始めた人たちですから、ね。だから、心配してるん。急に好きになった人ですから、次の日から。だからややこしいんです。20年も30年も付き合いがあって、そん中で煮詰まってきて、みんなでやろうというがとは訳が違う。公募さんいうて集まってきて、どこの方ですか、私は大方、私は佐賀いうて、ここにちは、初めまして、いうて始まった人らがね、赤字もかぶって、倒れるときは一緒ぞいうような気構えでやれるかいうところに難しさがあるんです、こういうものは。だから、心配をしてること。何回集まって会合したきいうて、10回、20回やったらうまいこといくがやったら、みんなそうして会社はつぶれんですから。百遍だらやっても、つぶれるとこはつぶれるんですから。やっぱりそういうところをね、町がかんでるわけですから。やっぱり勢いだけとかね、企画書のとおりですからというようなもんじゃない。人も痛める場合があるわけですから、こういうことをすると。やっぱりそれだけ真剣に、法人化に向けた取り組みをやっていきよらったら、仕事上の都合でいう議論じゃあ絶対ないわけですからね、このへんを十分室長、考えてください。

それと、最後に町長。町長も一次産業の振興を図らないかん、特産物については前向きにやらないかんという意見や。しかしながら、この事業をやはり、もうこらでええんじゃないかいう判断をするのは町長や。だから、そのへんは室長も十分話して、現場の特産協であったり施設を建てるに当たっても、やはり7,500万というお金を使うわけですから。やっぱりそういう意味で、生かされるもんであれば生かすのが一番いいんですけど、今、何回も言うけど、最低限のサトウキビ生産組合の皆さんのが望んでいた最低の希望というのは達せるわけですから、一番の出発点は。だから、次へ足を踏み出すときには十分考えてねそのへんをやらいたら、なかなか次は、はい、次もこの施設、ラッキョウの施設はここへ建ってというように、次から次へ行くというのは、所詮特産協が窓口になるわけですから、そのへんも十分考えて。だったら、ここに施設を建つ方がもっ

と利便性もあって生産者が喜んで、ね、使い勝手がいいというようなことがあればそういう方向にもいかないかんと思うんでね、そのへんの見極めを必ずしてもらわな困る。せっかくこういう事業をやりゆうんやから、せっかくやって、道路をつづきに行きゆうわけと訳が違うわけですからね。

そのへんを町長、決断をしていただけるというご答弁をいただきたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

特産協について述べさせていただきたいと思います。

まず、議員ご心配されているとおりですね、まず特産協が開始当初、いくらかの財政措置があってもですね、やっぱりおっしゃられるように、いずれは自立をしていただかなあいかん。そのいずれも、しかもその直近で、早いうちに自立をしていかないかんわけでございます。

そういう中で、やはり営利活動の部分。どこで営利が担保できるのかという分野が必要であろうかと思います。就任以来5カ月関係してまいりましたけれども、やはり公が行うこの商業分野といいますか、どうしてもフットワークの重いところは、どうしても必要以上にこの地域振興だと地域活性化を担い過ぎるといったところに、ちょっとフットワークの重さの原因があろうかと思います。今回、この推進室に指示をしておりますのは、とにかく貪欲に営利活動に励んでくれ、ということでございます。この特産協も同じことでございまして、とにかく企業として継続するために、その営利を担保できる分野をまず確保しなければならないということでございます。

補足になりますが、サトウキビとラッキョウの方で大口がございまして、室の計算では一応その営利部門は担保できるだろうという見通しが立っております。ただ、ご指摘のとおり、今年度の整備予定のサトウキビの加工場、それから来年度整備予定の加工場の分につきましては、これ、それぞれやっぱりしっかりと経営予測をしながらその判断をしていかなければならないのは、私の職責であろうかと思っております。

現在あります経営計画をさらに煮詰めて、本当に皆さんにご理解がいただけるような経営計画、もしくはその見通しが立たないと、このゴーサインを出せないといったところが僕の姿勢でございます。そのへんの判断をしっかりしてまいります。

よろしくお願ひ致します。

（山本議員から「ありがとうございます。終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、竹下美佐雄君。

16番（竹下美佐雄君）

通告書に基づいて私の質問を行います。

まず1点ですが、国民健康保険税条例について。

国民の国民健康保険の税の減税について、その措置対象となる世帯について、減免手続きをどのように行われているのか、取られているのかについてまずお聞きをしたいと思います。ご承知のように今、税を国保税を納めたくともなかなか家庭の収入が減って収めることができない。あるいはその仕事すら確保ができない。仕事がない。収入がない。そういう状況が今、続いているわけで。

そんな中で、まあ町と致しましてはいわゆるこの18年度ですか、まあ若干この救済措置を設けて税の第26条の改正があったわけですが、と同時に、また去年ですかね、去年、おととしからですか、この租税管理措置

機構ですか、この幡多郡の税の徵収を図るためにつくられた組織があるわけですが、ここに一応悪質な、税が払えるのに払わないといった、そういう方々に対していろいろ強制的に徵収をしていくということで、そういう管理体制ができたわけですが、それと一緒にになって結局税の滞納者が、まあ税を納めないというのは悪質などいう形で、まあ支払いができぬ状態、収入がない状態、そういう家庭に対しても同じようにその悪質なというレッテルが張られてその対応がされている。こういうことが、今、起きているわけです。

私自身もいわゆるいろいろ相談を受けて、一応町役場に対して、今、相談方々申し入れをしてきたところですけれども、これがまあそういう点についてのその減税について一応どういう手続き、どういうことをしながらこの減税手続きを行っているのか、ということをまずお聞きをしたいと思います。

以上。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

竹下議員の国民健康保険税条例についてカッコ1、減免手続きを行っているかのご質問にお答え致します。ご質問の趣旨は、景気の悪化が続く中で収入もないため、加入者の生活が困窮しており、国保税を払いたくても払えない状況にある世帯が増えているということから、加入者の負担を軽減するため、国保税条例第26条の適用が適切に行われているのかということではないかと思いますので、そのことについてご説明させていただきます。

国民健康保険税の課税額につきましては、加入世帯の所得について課税される所得割と、所有する資産に課税される固定資産税について課税される資産割、加入世帯に課税される平等割、ならびに加入者に対して課税される均等割の4つで構成されております。国保の負担軽減につきましては、加入世帯の所得によって2割、5割、7割の軽減が設けられています。この軽減につきましては、申請は必要なく適用されます。しかし、この軽減を受けるためには町県民税、国民健康保険税の申告が必要となっております。本人に収入がない場合でも所得状況を申告していただかなくては、担当の方では確認できません。そのため軽減措置を受けることができる所得状況にありながら、無申告であるため軽減されていない世帯もありますことをまあご理解いただきたいと思います。

なお、無申告者に対しては、町県民税課税時に再三再四にわたり申告をするよう指導しておるところでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ第26条の1、貧困により生活のため公私扶助を受けている者、まあそういう人に対しては減免の措置ができるわけですが、この26条で公私の扶助、貧困のため公私の扶助を受けている者とは、具体的にはどういう方たちになるのですか。まあ、そのことと、私、これはまあ大体生保家庭にあると思うんですが、やっぱあ生活保護を受けよう家庭については、これは当然、公の、あるいはまた個人からもまあ援助を受けるような立場にある、非常に貧困な家庭である。その家庭に対しても、いわゆるこの催告書が大体届けられている。長い期間生保家庭にありながら、それをまあ本来なら減免措置はもう当然取られておらなければならない。

それに対して、そのまあ税の支払いをせよ。あるいはもう全く収入がないために、まあ生活は祖父のところへ行っていろいろとまあ食事をさせてもらってる。まあその子どもに対して、家庭に対して、まあいわゆる管理機構へ悪質なということで、一応その管理機構の方へ回すという形で。結局、その悪質という内容が實際

に十分私どもは、まあ税を払う能力もありながら払わないというのが悪質なというふうに考えているんですが、結局生活ができない状態にあっても、払ってなかったら悪質なことなのか。

まあその点についてお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

竹下議員のカッコ2についてお答え致します。

公私の扶助を受ける者についての判断として、生活保護の受給もしくはそれに準ずる者と解釈しております。生活保護の対象となった場合には国民健康保険から脱退となります、生活保護に準ずる者については、国保に加入したままでありますので、国民健康保険税の負担が生じておるわけでございます。

それでですね、所得状況の申告がなければその状況が把握できませんので、軽減も受けられないままの課税となります。また、収入がなく生活に困窮している状況であれば、まあ生活保護の申請をするよう、まあ福祉担当への相談も勧めております。

それで、納税困難な方へのまあ対応ですけれども、本町の課税方式はご承知のように応能応益、いわゆる所得割、資産割および均等割、平等割の4方式としていることからですね、所得資産がない方についても応能応益の原則から一定のご負担をお願いしております。従いまして、単に所得資産がないことをもって減免をすることは、結果として他の所得者へのまあ増税へもつながることにもなりかねませんので、まあ低所得者への対応としましては、現状の制度軽減であります2割、5割、7割の軽減と、どうしてもその納税が困難な方につきましては、納税相談をやっていきましてですね、個々の現状を見極めながら分割納付などによりまして完納をまあお願いしているところでございます。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 28分

再開 14時 29分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

悪質、長期、高額ということです。それで支払えない場合ですけれども、その通常5年でまあ時効になる場合、それから担税能力のない場合はですね、執行停止等も今後また検討していきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、この第26条の解釈なんですが、まあとにかく貧困な家庭にある所については、減免の措置が受けれるいうふうに私は解釈をしておる。だから結局、その人の申し入れがあった場合には、一応減免の措置をやっぱしそりや申請をささないかん指導をせないかん。

ところが、その相談者と私、一緒に立ち会ってまあ役場へ話し合いに来て、いろいろ話をしている中で、どうしても貧困的なまあ家庭にあるということの判断がいわゆる担当の方に伝わらない。ただ税金を納めるのは任務だからそれを払いなさい、というふうに非常にこうきつい内容で催促を受けたんです。なんば払えるか、

なんばやつたら払えるの。実はそれ生保家庭です。

しかし、その1人はまあその世帯主は結局その弟と、それから母親と、まあ認知症の母親を抱えて、まあ3人がまあ肩を寄せ合って生活をしよる家庭なんですが、まあ福祉事務所の方の扱いでは、その世帯主をいわゆる世帯分離をして、そうして結局したために、まあ健康保険の方へまあそのままあが残ってる。本来ならもう全人員を生保家庭として認定をしなきゃならんのを、まあ1人だけまあ世帯分離という形を、方法を取って、できるだけ支給額を少なくするいう措置を福祉事務所の方で取られている。

ただ、いずれにしろ生活的には困窮をしている、いう状況にあるわけですから、その状況を見てやっぱし減免の手続きをやっぱし指導するのが私は筋道やと思う。なぜそれができなかつたのか。取れなかつたのか。

あるいは、まあAという若い世代の者が、まあ土工で生計を立てておったのが、まあ仕事が切れて全く収入がない。それでぶらぶらしておる状況の中で、結局、かなりまあ以前からの滞納額があるためにね、これも多額の金を、これはもう管理機構の方へもう既に回しておるわけです。

だから、まあ町長もご承知のとおり、その管理機構の方でもう取り扱いをされるので、もうそれは差し押さえはもう止むを得んいう状況の扱いをされた。これもはっきり言ってもう悪質なということですね。払える状態にないけれども悪質な。まあ声を掛けて、役場へ出てきてくれということで出てこなかつたから、相談してくれなかつたから、悪質なことなんですね。そういう形で片付けられる。

それで、まあこれは26条に対してはですね、町長が、もしくは町長が減免措置をしなさいという、いわゆる町長裁量でも一応救済することはできるという制度があるんです。だから事情を聞いて、実際にはもう、こらあもう払える能力がない、もう払える状態ではないという場合には、一応減免の手続きを取らすのが筋道じゃない。なぜそれをしないんです。もっとやっぱり行政というのは、やっぱりこの弱い層に対してやっぱし温かみのあるやね、手を差し延べるようなことをやっぱしやらなきゃならん。当然、その税金はこれははっきり言って皆さん全員が当然払うべきものなんですが、払いたくても払えない世帯については、それなりの配慮が要るんです。その配慮をいわゆる救済するために、この第26条というのがあるわけですから。なぜその26条のその適用をしない。運用をしない。結局、町民の中にこの26条の減免措置を取つたら、まあ自分とこも何とかこの税のこれ、もうとてもじゃないよう払える状況でないのに、まあ一応そのあがができるということを町民全体知りませんよ。だから、普通は払わないかんというものが頭にあるから、役場から出てこいと言われたら、ああ、また税金の催促受けるか、だったら何とかならんろうかということで、なかなかその役場からのあれにも応じてくれないという家庭がいくらでもあると思うんです。そこらに対して、実はこういう制度があるので、この手続きを取つたらどうかというような指導が最初からされたら、やっぱし何とか住民も町に対して信頼持つてできると思う。

町長がまず救済をする、この26条のこの減免の申請を行うことのできる世帯であることを、初めから認識をされている町民というのは、いないんですから。これはやっぱりそのことを最初から、役場から一応いろいろな形で、方法で連絡をして、救済をするということをしなきゃならんじゃない。まあ、応能制とか均等割とかいろいろありますけれども、かなり今の状況では、まだますますこの税を支払うことができない。そういう家庭がどんどん出てくるというふうに私は思います。前よりも増えてきておる。

だからそういうことに対して、やっぱりその対応すべきじゃないかと思いますがいかがですか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

この不況下で議員がおっしゃるような家庭が実際増えております。しかし、国保税というのは目的税でござ

いまして、やはり共助、協力という制度からどうしても払えないということであれば、この減免とかそういう制度ありますけれども、それ以外にですね、まあ社会福祉で見るのが、その家庭によって申請を受けて、いうたら生保が決定になるようであればですね、そのような指導もまたしていきたいと思います。

いずれにせよ国保税については、やっぱり応能応益の原則がありますので、やはりそこらあたりはご理解していただきたいと思います。

また、執行停止ということもできますので、そこらあたりもまた今後、そういう家庭については検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、いわゆるこの加入者のやっぱり福祉事業ですから、当然そりゃあもう支払いをして収めて、まあ運用していくかなきゃならないというのは分かるんです。けれども、個々に一応そういった困窮家庭が生じた場合には、その支払いに対してまあいわゆる減免措置という制度がここに26条としてあるわけですから。で、ここへ町長の裁量権というもの、まあ今ちょっと紹介しましたようにあって、一応こりゃ貧困、困った家庭にあるなと思ったら、やはり町長としてもその町長の裁量で救済をするということがやっぱしこう取られないかん。

ところが、これ私の勘ぐりかも分からんけれども、やはりその町長がそういう裁量権を行使しようと思うても、課の方で町長、これはいきませんよ、というようなことで拒否をされるというようなことが起きればね、せっかくないわゆる町民救済の裁量権というもんも、これ放棄せなきゃならん。そういうやっぱり職員管理もきっちりやっぱりこう、して、まあ町長が本当にまあ町民のために、まあ温かみのある行政の手を差し延べていけるいうこともできるような、そういう町長になってほしいと思う。

まあ一応次に移りますが、災害時の危機管理について次にはお伺いを致します。

で、これは予期せずして、災害が起きるわけですが、まあ、これ実際に災害が起きた状況というのは、これは大変なことになると思う。まあ道路そのものがもうずたずたになるし、家の崩壊、あるいはまたブロック塀からこいがまあかやってくる。あるいは水道はもうたちどころにもう止まって、どこもかしこもまあ水道の鉄管が裂けて、水道の水もなくなる。まして、また食べ物の方、食料もまあ事切れるような状態にあると思う。

昭和20年だったと思うんですが、災害が起きたときに。このときには、まあいわゆる当時のこの入野地区を含めて、この災害地がまあほとんどまあ自給自足型の生活をしておったために、まあたき火も何も燃料も、それから食べ物も、十分この周囲でまあ確保できた。それから水は井戸水というのがあって、その井戸水をくんで飲料水の確保もできるいうような状況でした。今はそうはいかない。今はもう水道。まず水の不足、飲料水がもう不足する。あるいは燃料はもう全部ガスボンベですから、かなり火災等も起きるだろうという予測をしておる。

そいから避難をするにしても、まあそう簡単に避難のできるような状態ではない。そいから救済用の、まあよそから救助に来るといっても、東南海地震の場合はもうかなりこう広い範囲でその災害が起きるわけですから、結局その、よそから助けが来るじゃということもまずあり得ん。結局自分たちで身を守らなければならぬ。

必要最小限度にやはりそういった被害者を、まあ少のうても、少しでも役立てるようにするために、一応食料の確保とか、あるいは飲料水の確保いうものを事前にやっぱりできるような措置というものをしておかなければならぬと思うんですが。

そこらあたりをどんなふうに考えておるか、ちょっとお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の一般質問の3番の、災害時の危機管理についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

災害時の備蓄のご質問ですけれども、備蓄体制のイメージと致しまして、これは県も統一な考えですが、発生した1日目、これについて備蓄で対応しようと。それから発生2、3日につきましては、地域の流通備蓄で。4日目以降につきましては調達といいますか、また外部からの支援ということでですね対応したいという、こういうイメージで全体的にとらえております。

備蓄品につきましては、今、議員からもありましたけれども飲料水、毛布、食料、生理用品、子ども用のおむつ等々考えられますけれども、町では現在、飲料水、食料、毛布についてですね、備蓄を計画的に進めております。

次に、まあ備蓄の数量ということになるわけですが、被災の時期や季節、被災の程度によりましてまあ大きく変わってきますけれども、県が想定をしております資料をですね参考にしながら、まあこれを参考にしてみますと家屋の破損が4,239名ということで、断水が1,922人のようですね数字が出ておりまして、避難者数が計5,538人というふうなまあ想定をしております。

まあ1日の人間の必要な水と致しまして3リットルというふうに言われておりますけれども、必要飲料水をですね1万6,614リットル、食料を1万9,937食、毛布4,637枚、このような想定をしてですね、これに基づいて備蓄計画を立て、計画的にまあ進めておるという状況でございます。

現在までの備蓄量ですけれども、飲料水で36.8パーセント。食料で32.9パーセント。毛布で41パーセントの備蓄を行っておりまして、今後もですね、まあ計画的にこの備蓄を進めたいというふうに考えております。

なお、この備蓄の今の備蓄の状況と致しましては、県下でもトップクラスというふうに資料としては載っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

一応、備蓄等について一応検討され、考えておられるようですが、まずその飲料水等については、かなり自然水も手に入るわけね。山の谷の水、まあ飲料水に適用な水のわき水とか、そういうものの出でる個所については、まあそこの水をくめばいい。まあ早い話が市野瀬、佐賀の市野瀬の片坂の上がり口になる所でかなりこうきれいな水がこうわいて出ている。まあそういった所のその個所を、やっぱりこの町内でそれぞれまあ災害が起きたときには、そういった所からくんで水を補給をするというようなことも一応まあ必要だと思う。そこらあたりはやっぱしその水の確保できる個所というのは、やっぱし地理的にも一応その周辺の住民に知っておいてもらうということもやっぱり考えておく必要もあるだろう。

それから、まあこの備蓄も、以前からずうと多少計画をされ、取り組まれておるんですが、これもまあ何年かに一遍ずつこう入れ替えをしなきゃならんというようなこともあるので、非常にこう大変かも分からんけれども、まあ災害に対する一応耐震補強なんかというもんも、まあ、かやらない家の対策ということでいろいろ耐震の補強なんかもやられておりますけれども、これらもまあ大事なことで、それ以外にやっぱり災害に遭った後の危機管理の問題というのは、かなりそういったことで住民の意識の中に、まあ今、結局避難というよ

なことで訓練をしておりますが、まあ全然その、まあ被害のないきれいな、いつでも、走ってでも、車でも何でも避難ができるような個所の道を通って、まあ避難訓練を受けておるわけですが、それよりももっとひどい状態になるということのまあ自覚いうか、そういうものもきちっとやっぱり教育していく、教宣をしていく必要があるというふうに考えます。

その点、もう一度そらあたりの点について、これでいいのかという、今の状態だけでいいのかということをおお再検討する必要があるんじやないか、お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思います。

再質問の方にもありましたけれども、まあ今のですね、町の備蓄計画と致しましては、先の答弁と同じですけれども、県の想定ということで、それに基づく備蓄ということをしております。

しかしながら、今の再質問にもありましたように、本町はですね中山間の地域が多く、また農家も多くあることからですね、町の備蓄、まあ耐用年数のこともありますけれども、町の備蓄以外にですね多分、個人の家庭で相当米の備蓄とかいうふうなものも相当あろうかと思います。そういうものをですね、まあ大災害のときには活用させていただきたいというふうな思いをしてます。

それから、この災害が起きたその時点の対応ですけれども、これはいつのときにも言っておりますが、また今回の議会でも町長からもありましたけれども、まず自分が助かる、自助。次に自分が助かってですね、その次に家族あるいは家庭の周辺の方を助ける、共助。それからまあ自分たちでしたら、役場に出てきて公務に当たると、公助という対策をするという基本がありますので。ぜひですね、そのことに基づいて対応していきたいというふうに思っております。

災害が来ますとなかなか足場が悪くなって、避難しにくいというそのこともですね、想定しながら訓練なんかもしておるというふうに確認しておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

次の質間に移りますか。

（竹下議員から「はい」の声あり）

移ります。3番に。

（竹下議員から「次に移る」の声あり）

移りますか。

（竹下議員から「ああ」の声あり）

竹下君の一般質問中ですが、この際15時10分まで休憩致します。

休憩 14時 57分

再開 15時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

竹下英佐雄君。

16番（竹下美佐雄君）

3点目の財政運営についてお伺いをしたいと思います。

前々からいろいろと心配をしておるんですが、今後の町の財源の見通し、これについてはどのように考えておるのか。

まあ、はっきり具体的に申し上げますと、まあ自主財源がどんどんどんどん、こんにちこう落ち込んできてる中で、税収、先ほどの質問戦の中でも、同じようにこう税収が落ち込んできたために、まあ税率の引き上げとか、いろいろ取り組みをされておるわけですが。

この自主財源の落ち込みが一方である中で、一方では、いわゆるこの公債費の大幅な引き上げによって、この公債費のあがが膨らんできており、しかも全体の財源枠も、一般会計の予算が21年度はまあ出の方で見ますと86億7,306万8,000円。これが昨年度のまあ出の決算の中の出の総額。

それで、22年度の今年度の一般会計で見ますと97億ですねえ。もう既に97億。まあこれで決算段階で、出でどのくらい出が不要額をのけて抑えられるかいうふうに、いろいろ自分なりに検討しておりますけれども、結局、まあ財政が肥大化をしておる。その財政がこう肥大化をしている中で、これから迎えようとする23年度、24年度、25年度にかけてですね、かなりこう財政が厳しい状況が生まれてくる。

そういう中で、まあ財政のシミュレーションというのはまあ75億というのは、大体基準に見ているわけですけれども、この財政シミュレーションのこの75億を基準に、ずうといわゆる平均値で出しますと、まあ、時にはこの70億を割るような状況の財政の組み方というのも当然出てくるわけです。場合によっては、非常に財源枠が落ち込んでくると、まあ今年の段階でこれを監査委員会の決算書を見ますとですね、まあ13パーセント。公債比率が13パーセントくらいですうと推移をしておりますけれども、結局それは今度財源枠が、公債費はこう伸びてきておるにもかかわらず、一方では自主財源の方が落ち込んで、そうして結局、公債費でまあそれを穴埋めをしているというか、そういう取り組みですから、公債費は毎年伸んできてる。それが全体の枠組みの中で落ち込んでくると、その13パーセントの枠組みというのはかなり今度ら、非常にその比率が上がってくるということは当然言えると思う。

そういう状況を今後どうなるかということが、まあ一応国の財政措置の中でどうなるかということが、まあ問われるわけですけれども、そう、まあ我々が期待できるような国の制度というもんも、財政の運営についてはかなり厳しい内容がこう出てくるんじゃないかという点で、起債が膨らむばあ。今度ら実際に財源で、収入で行き詰んできたときに、非常にその財政運営が厳しいになっていくふうに感じられるわけですが、その点どういうふうにとらえておるのか。

それから、まあこれは今の段階でとにかくこう無駄遣いを抑えて、そして公債費に依存した内容というものを改めて、それでこれから健全な財政運営というものを考えていかなければならぬ時期に来る。まあ一方では、これまでなかつたいわゆるこの黒潮町全体が過疎債で事業ができるとか、また、この特例債のまだ借り入れもかなりな額が残されておるようですが、それらのことを考えると、ますます今後公債費がどんどんどんどんこう膨らんでいくような状況の中では、ちょっとそういった面も十分考えて、いわゆる、このまあ無駄に投資をした割には、非常にその効果が挙がらない。

そういうふうにその事業のこの見直し、これをやっぱりきっちりやっていく必要があるというふうに考えておりますが、その点どうですか。

お伺いを致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田　壯君）

竹下議員の3番目、財政運営につきましてお答え致します。

まず、今後の財政見通しでございますけれども、まあ一言で言いますと私たちも、大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。まあこれは国はもちろんですけれども、地方の経済はまあ疲弊をしておりまして、大変まあ厳しい状況にあることは皆さんも共通認識だと思います。

特にですね、本町のように企業が少なく、まあ第一産業を中心とした町は少子高齢化で人口は減少し、地域の活力は失われていくばかりでございます。このような状況は今後も続くことが予想されるところでございまして、まあこれらを考えますと町税の課税客体である、いわゆる自主財源部分でございますけれども、農林漁業所得や給与所得の増加は見込めないばかりか、減少する一方ではないかと危惧しているところでございます。また、各種使用料なども現在のこの町内の社会状況を考えますと、住民負担の増を求めるることはまあ難しいだらういうふうに考えております。

特に現在でもですね、本町のように財政基盤が脆弱（ぜいじやく）な町は、国、県の補助金や地方交付税に依存する割合が大変大きい状況であります、このようなことを予想しますと、ますます依存割合が高くなってくるのではないかと思っています。が、国も先ほど申しましたように景気はまあ大変悪く、今後の景気回復も見込めないのではないかと思っております。従って、頼みの地方交付税や補助金も減少していくことが予想されますし、さらに、今年行われます国勢調査で地方交付税の基礎となる人口の大幅な減少が見込まれますので、地方交付税も相当減少されると予想をしているところでございます。

また、国では2011年度から国の補助金制度をなくして、地方がまあ自由に使うことができるようになる一括交付金制度を検討しておるようでございます。しかし、この地方主権の考え方はまあ大変良い考え方だというふうに思っておりますけれども、小泉内閣のときのように三位一体改革のように交付金を減らされるのではないかとまあ危惧をしているところです。このことに対しましては、全国知事会や全国市町村長会でも申し入れをしておるところでございます。まあ、このように暗い話ばかりではなく、黒潮町全域が今回22年度から過疎地域に指定され、有利な過疎債が活用できるようになったということもありますけれども、いずれにしましても、これらのことを考えますと、今後の財政見通しは大変厳しい状況にあると予想されております。

従いまして、今後はまあ健全な財政運営にさらに心掛けていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に2番、財政シミュレーションとですね、3番の無駄遣いを抑え公債依存のまあ財政運営の体質を改めよということでございますが、まあこの件につきましては、関連しておりますのでまとめて答弁をさせていただきます。

我々、町政をあずかる者としてはですね、竹下議員の言われるとおり公債費依存といいますか、町債に大きく依存するような財政運営は当然避けなければならないとまあ認識をしているところでございます。

竹下議員とはこれまでにも町債について何度も議論もしてきたところでございますが、町債はすべてが悪いというものではありません。分かり切っておる方もいますけれども、町債は特に黒潮町のようにですね、自主財源が乏しい所では、大きな事業を行おうとする際は財源不足をきたす場合が出てきます。特に一時的に多額の資金を要するとき、国等から調達し、一定の約束の下に、将来、税、その他交付金の収入をもって返済する義務を負うものでございます。また道路や港、学校などのように将来長い間にわたって使用するものがありますが、そのような施設を造るには、現在の住民だけが一切の負担を負うのは不合理があることから、あえて将来の人にもまあ負担をさせるという考え方があるのです。

この町債には、後年度元利償還金に対して国の財政支援があるまあ優良起債と財政支援のない不良起債とい

うものがあります。しかし、いくら優良起債でも、すべて後年度に 100 パーセント交付税で補てんされるものばかりではありません。町債はいずれにしても借金は借金ですので、将来の財政負担に大きな負担となることは間違ひありません。従って、町債をむやみやたらに借り入れすることは当然考えてはおりません。

しかし、現在、本町では学校施設の整備、道路整備、消防署の移転、情報通信基盤整備、本庁の移転など、早急に整備しなければならない大型事業が重なっておりまして、ここ数年の町債の借り入れは大変大きくなっています。このことにつきましては、先ほど竹下議員からもありましたけれども、このような状況は財政シミュレーションでもですね示させていただいておりますが、まあこのことからですね町債を起こすことには当たっては、十分将来の財政見通しを立てておく必要があるというふうに考えております。そのためにまあ財政シミュレーションを策定して、まあ皆さんにもお示ししているところでございますが、この財政シミュレーションは、まあ一度策定すれば見直しをしなくてもよいものではありません。当然、社会情勢や財政状況によってですね、見直しも必要になってくるものと考えております。

いずれにしても、現在の財政シミュレーションはですね、相当な財政規模がここ 3、4 年続く状況になっておりますので、事業の当然取捨選択といいますか、また見直し、廃止など、あるいは年次計画の平準化などをですね、当然視野に入れながら、今後の財政運営をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

大体、答弁どおり、まあこれから取り組みというのを、かなりこう考えた財政運営というものをしていってほしいと思う。

まあ、その他に今後もいろいろとあまりにもその大きな事業を抱えておるために、結局、起債もそれなりに伴のうて膨らんできたいこと。そういう中でですね、一方では人口数が今年度、平成のこの 21 年度、まあ 20 年度から 21 年度にかけては約 500 人くらいがまあ減っておる。4 百何十人か自然減でまあ減っておるというふうに、ここでは伺うておるわけです。世帯数が 1 万 3,213 人、現在の人口のあれが。それで、去年の 21 年度は約 1 万 3,636 人。それで差し引きしますと 423 人が亡くなられておる。

で、少子化問題もどんどんどんどん進んでおる。子どもがまあ少なくなって、それで学校の運営もなかなかいろいろ厳しい内容が生まれてきている。そういう形で、黒潮町全体が人口数も減ってくる。ただ、黒潮町だけじゃない。日本全国の人口が減ってきようわけですから。黒潮町だけが減ってきよるんじゃったら、またよそから人が入ってきてもらうてとか、I ターンとか U ターンとかそういうものを増やしてとかいう形で取り組みはできるんですが、今、日本全国で人口数が落ち込んできているという状況を考えたときに、一方では財政でこういう借金財源に依存した形で、こうどんどんどんどんその借金を増やしていくだけ住民負担が増え続ける、こともあります。だから、今の段階でまあとにかく、事業の取捨。いかにまあ必要な事業であっても、やはり先送りをしながらですね、取り組みをしていく。まあ何とかそのままでも整うというような施設であれば、急いで建て替えをするとか何とか、急がなくてもまあ先送りをして、やはり、その年次事業を巧みにこう取り組んでいく中で、まあシミュレーションに基づいたいわゆる財政運営というものを確保をしていくという。

この構えがないとね、ただまあ良質の起債があるうちにこれをやっちょけ、やっちょけでどんどんどんどん事業をつぎ込んでいくような形では、まあゆくゆくは町の財政も破綻をしていく、いうことが私はもう前々から心配をしてきておるわけですから、そこらあたりのかなり厳しい対応というものをやっぱし取り組む必要があるんじゃないかな、そう思いますがいかがですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 勝君）

再質問にお答え致します。

この財政問題につきましては、まあ、第1問目でもお答えさせていただきましたけれども、ほんとにこう本町のような財政基盤の弱い町村にとってはですね、今後、基本的には本当にこう竹下議員が申しますようにですね、十分注意をしてですね、財政運営に当たっていかないかん、いうふうには考えております。

しかし、先ほども申しましたけれども、現在、どうしてもその早急にやらなければならない事業、もう今、再度申しませんけれども、そういう事業があるということでですね、やむを得ない対応というふうにも我々も考えておりまして、そういう中で、できるだけですねその事業に対する実施に当たってはですね、経費の削減といいますか、いろんな形で経費の削減を図っていきたいというふうに考えております。そして、起債につきましてもですね、できるだけ取捨選択をしながら、できるだけ後年度に算入率の高い、といった起債もですね、できるだけそういう形で取り組んでいきたいと思っております。

この件につきましてはですね、先ほども言いましたけれども、やはりこのままの財政シミュレーションどおりではなかなかいかないだろうというふうには考えておりますので、年々のですね財政収入状況を見ながら、また2、3年の見通しを立てながらですね、財政運営に努めていきたいと考えております。

いずれにしましても起債は、借金は借金でございますので、当然このままでいきますと29年が18パーセントを超すという、実質公債比率が超すということになっておりますので、それらの今後、まあ下村議員のところでまあ質問も出ておりますけれども、対策というものは十分に考えてですね、今後取り組んでいかないかんというように考えています。

（竹下議員から「これで終わります」の発言あり）

（竹下議員から「21分まだ時間が残っておりますけれども、まあ一応、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました」の発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 36分

再 開 15時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

通告書に基づきまして、今から私の質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、医療関係についてのお尋ねを致します。

これは8月20日付の高知新聞の記事によりますと、黒潮町では、今年の4月の診療分を対象に、先発薬品から後発薬品の、これジェネリックという意味は後発いう意味らしいですけど、切り替えた場合の差額について、40歳以上の方に通知をするとありました。

これ私事になりますけど、今回胃の検査を致しましたところ、かいようがあると、十二指腸に。ということで、胃かいようの原因である、これ、ヘリコバクター・ピロリ菌というですか、これも胃の中におるということ

で、ピロリ菌が。その薬をもらいに調剤薬局に行きました。ところがピロリ菌にかんする薬品については、ジェネリックというものはないらしいです。まだ出てないということでした。ところが、かいようにかんする薬品についてはジェネリックがあるけども、で、だからということで求めましたけど。その調剤薬局の方が、発売はされているが手元に置いてないということなのですよ。で、1軒だけでなく2軒回りました、中村の市内で。

そうすると、医師からは明日の朝から毎日1錠飲みなさいと言われてしまうと、待てないんですよね、2日か3日先に来る薬については。やむを得ず、そこで購入しましたけど。1件のお店ではこういう答えが返ってきました。新薬で早く直したらいかがですかと言われたんですよ、薬剤師さんに。私としては、うちの町は国保が赤字を抱えておりますので、やはり議員として自ら安い薬を求めるがも務めじゃないかと思いまして来ました、というようには致しましたけど。

それともう1つは、痛風の薬をもう2年ちょっと飲んでおります。これについて薬をもらうときに、安い薬あります、ジェネリックありませんかというように病院で問いますと、2種類ありますけど比較的安いですから、という返事が返ってきたんですよ。ほんで、ジェネリックがあるかないかも答えはなくって、その薬が安い。まあ確かに、痛風の薬でしたら4週分で、大体1,000円前後ながです。かいようの薬になると、新薬は2,000円掛かります。2,000円ということは6,000円ですので、保険共で6,000円のお薬と4週分が、という計算になりますので。

今から、大体これは長期療養しよう人に対してではなかろうかと思うがです、その通知をなさるということは。差額の通知をなさるということは、ずっと飲み続ける人に対しての指導かもしれませんけど、やはりできればそういうように自分らも、単発的なもんでもその方がいいかなと思ってあれしましたけど。

こういうことで、行政から薬品代の差額が知らせがあることは良いことだとは思います。思いますけど、肝心の調剤薬局にそのいわゆるジェネリック薬品を置いてなければ、どんなに通知を出されても普及というところにはつながらないと、私は思います。それで、今のように国保税を上げないためには、何が必要なかいうたらこういうように、薬代を抑えるということは大事なことやと思います。それは、新薬で全然出てないもんは仕方ないです。出ているものは極力、ちょっと効きが悪いとかいうように薬剤師さんは言いますけど。それで治して、薬剤の単価を抑えていくことが、結局は国保税の要る、国保料のあがれが削減できると思うんです、医療費がね。

そういうことを考えたときに、どうしてもやっぱりこの調剤薬局さんに対して、まあ薬局はもうけのある方を好むと思います、どうしてもそれはありますと思いますけど。やっぱりこのジェネリック薬品を置いていただくように、町の方から国とか県とかに働きをする必要があるがではなかろうかというように私、今回、自分のことで感じましたんで。

それについて町側の考え方をお尋ね致します。

それともう1つ、2問目ですが。

また関連致します、これも。町から診療受けた際の医療費について、大体3カ月か4カ月に一度、1回でお知らせが送られてきます。私、この医療保険制度がなければ、私個人としても診療は受けられませんと思います。だから、この制度はものすごいありがたいです。この国保制度というか社会保険制度があることは、ほんと感謝しております。これをいただきますがですけど、これは本人への診療の確認のために送ってこられておるのか、それとも医療費抑制のためなのか、と解釈するとひねくれた解釈になります。そうなりますとこれは、お前はお医者行き過ぎちょうどと、ちょっと抑えたらどうぜよ、という抑制の方ながか。ということと、その通知が来ますけど、実際に読まずにもう1回、2回、開けた方が読まずに捨てるということも考えられると

思います。これはそういうこともあろうかなということで、皆さんにお読みになっているとは思いますけど。この通知書が、送るのに必要な年間の費用などが分かれば、今言うたように、私の懸念してて診療のお知らせなのか、それとも医療をあなたはかかり過ぎちょうど抑制とかいう意味なのか。それと、この通知書に幾らぐらいかかっているものかについて、まず1回お尋ね致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

森議員の医療についてのご質問にお答え致します。

ジェネリック医薬品につきましては、少しずつですが住民の方に浸透してきております。

6月議会では議員の皆さんにも理解をしていただきまして、促進通知の補正予算を組みました。その承認によりまして、この8月から差額通知を開始しております。

ご質問の調剤薬局に対しての、行政の対応という質問でございますが。ジェネリック医薬品の使用につきましては、医師、薬剤師と相談をして、本人が納得の上で使用することが基本であります。薬局に置いてないということがあったようですが、主にはですね、慢性疾患等で薬剤に掛かる負担が、少しでも利用者負担の軽減につながるということが必要だと考えております。このため、行政からですね、薬剤への直接な対応とかいうことではなくて、調剤、また処方を作成する医師の方にお願いすることになります。

黒潮町では、既に大西町長の方がですね、幡多医師会長にお会いしまして、このジェネリック医薬品の促進につきましてもお願いもしております。また、国保担当職員で組織しております幡多地区の協議会でもですね、今月28日に代表が幡多医師会の会長にお会いし、特定健診やジェネリック医薬品の推進についてお願いをする予定となっております。

2つ目の医療費通知についてでございますが。議員の質問にあるようにですね、その目的は本人に診療内容の確認をしていただくこと、そして自己負担分だけでなく医療費全体を知っていただくこと、ということで2カ月をまとめてですね、年に6回通知しております。医療費の抑制は、直接的効果ではなくてですね、通知することによって医療費や治療のことに関心を持っていただき、結果として医療費の抑制につながればと考えております。

この費用のご質問でございますが、年間の費用、昨年21年度の状況ですが。医療費通知に掛かる作成委託として、77万4,000円余り、それから郵送料として44万8,000円余りで、医療通知に掛かる経費は年間で122万円ほど要しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁の中であれですが、いわゆる慢性疾患のみを対象にしたということでのあれですが、そういうように聞き取れたがです。慢性疾患の方の長期療養に対してのというようには、私は聞き取れたがですが。これも40歳以上の方に出すと言いますけど、慢性疾患を患うちょう方は、言われんですけど二十歳代でも30代でも、もう薬の離せない人は多々おると思います。なぜ40歳以上というように区切るかということにも疑問を感じますし、それと、まあ確かにひと月とかふた月分の薬代とはいえども、やはりそこにも取り組んでメスを入れていかんと、ほんとの意味での医療費の削減にはつながらないがではなかろうかと、思います。これ確か40歳以上の方に通知すると、これで慢性疾患で長期の薬を飲みよう方が対象のように新聞、まあ抜粋ですので自分の

思ったように書いていませんけど、そのような記事でしたが。なんというか、今の時点で医師にまず言わないかんというように言われましたけど、ほとんど持っていくとそのまま、隣か近所のつながってる、かかったお医者と近くの調剤局がつながってて、行たらもうそのまま、見せるとずっと出てくるという体制ながですね。やけん、お医者にそのジェネリックを指定しなければいけないのか。私は考えが浅くて、ジェネリックを薬局へ行って指定できるか。

薬については言われんですけど、同じ効果があるものならば、患者が選べるというように思ってたもんで。今でいくと、医師と調剤と本人との話し合いでというような話がありましたけど。ほいたら、何でこんなあれ持つていいって医師に回して、もう側は、私があればこれを下さいねということ意思表示したらいがじゃないですか。医師との相談が要るですか。私は今の答弁では、そんなに受け取れたがですが。

ジェネリック医薬品を要望しますいうてカード頂きましたよね。そのカードでできるんだったら、こちらが意思表示したらいいんじゃないですか。やっぱそれについても医師の判断が伴うがですか。今の答弁では私は、医師と患者と薬剤師との話というように聞こえたがですが。答弁の中でですよ。それでしたら、あんなカードを、それは医師に見せないかんもんだったんでしょうか、私は薬局でもかまんかなと思いまして見せたがですけど。要は、さっき言ったようにあれば同じ、置くということは在庫になりますので、商売ですので、薬剤の調剤局も。やたらと置きたくないことは分かります。薬には一応消費いうかその期限がありますのでね、置き過ぎて間のないなった薬を出すわけにはいきませんので。

やっぱりこれは、医師会だけじゃなくって調剤薬局さんの組織にも働き掛けついからったら、うまいこと進まんがじゃないろうかなっと思いますけど。これ以上の医療費の抑制を考えるのであれば。確かに、今言わたるのは医師会とも話をしましたとか、これから国保の方の関連の職員との話し合いとかいうけど、調剤薬局さんの組織もあろうかと思いますが、そういうところにも働き掛けるのは医師会から働き掛けてもらうがですか。

それと、医師に相談しなければ、ジェネリック医薬品は患者が希望が通らないがですか。今の答弁では、私の解釈ではそのようになったがですが。あのジェネリックのあれを見せたら、調剤薬局行ったら、それがあればずっと出てくるというように思ってたもんで。あるもんならば、まあ確かに1回、2回飲む薬ですから、ジェネリックにせんでもよかろうかと言われるかもしれませんけど。ジェネリックを普及させんであれば、慢性していない人でも4週分とか、ね、2カ月分とかをもらう場合にもやっぱり適用していかんと、やっていただかんと、それはうまいこといかんがじゃないかと思いますがね。

それでカッコ2になりますけど、この通知書いうもんがほんとに住民の方々にどこまで浸透しているか、ちょっと疑問があるがですよ。で、ある方が言うにも、必要ないというような言い方される方もおいでますし。確かに医療費が、あなたはこんだけ今回掛かったところでは、あなたの負担分に対して、国保の方からこんだけ出ておりますよというお知らせが来ます。それを、もし医療費の抑制にもつなげていくとかいうつもりだったら、こちらのさっき1問目の質問の1個の質問のジェネリック薬品との関連性が出てくるというように思うんですけど。

まあこれ、歯医者さんなんか行って、歯をいじると痛み止めが出ますがね。やけん、私は自分が痛み止めはもらわん主義で、少々こらえたら終わりよと思うちょうけん、もらいませんけんど。

一番の問題は、尿酸下げる痛風の薬なんかは、もうそのまま、調剤薬局じゃなくって病院でもらう関係があります。せやから医師会にも言うてもろうて置いてもらう必要と、ただ、4週分が1,000円やけん安い言われても、それが仮に500円のもんがあれば、あれですよね、1,000円いうことは保険料から2,000円出るということになりますので、そのへん兼ね合い考えたときに、あればやっぱり置いてもらうて、私これずっと飲まなどうしようもない薬ですので、1,000円いうが安いかもしれません、病院が言うように。

で、さっきのあれやけど、これですが、医師との話し合いでなければジェネリック医薬品は、患者の希望では、今の話の中で説明では私はそう受け取りましたが、再度そのところと、この医療についてのお知らせは今後も続けていくというように取っちょっといいんでしょうか。それともこれは、本人の診療の確認いうことになってきた場合には、これひとつ今の回答は避けた方がいいと思います。診療の確認かいうて僕も聞いました。

それで、今後これも続けていくということと、本人の診療の確認と、いわゆる医療費のどれだけ掛かったかということのお知らせ以外に意味はないということです、というように取ってよろしいか。

再度お答えをお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

先ほどの私の答弁で慢性疾患の方という、特定したような言い方をしたようですが、決して慢性疾患だけではありません。生活習慣病、またそういう慢性のアレルギーとか、長期間にわたって薬を飲むような方は、薬剤の費用負担も高くなるという意味で申しましたので、特定ではありません。

先ほどのですね調剤の処方でございますが、基本的には受診の際にこのカードを提示して、医師によって調剤の処方をされますので、そこで後発のものを使えるのかどうか。そこをですね、確認してもらうと。場合によつては、そういう処方ができない場合もあるかと思います。そのときには、医師の方で処方せんの方にサインをすることになっております。ですので、それを持って薬剤の方に求めるということになります。

それと、医療費の通知ですが、通知によってですね、先ほど申しましたように医療費全体の理解をいただくと。1回の治療に掛かった費用はこれだけ要りますよということを、知らせております。その請求に誤りがないか、また重複の受診など、受ける側ですよね、方も過剰な診療になつてないかということもですね、その通知書によつてはですね見てもらえると思います。同じような病気で重複して、他の病院へかかるということもこの通知書によって分かろうかと思います。そういうチェックを願うもので、適切な受診につながるように通知書を出しているものでございます。

これに対しては、先ほど120万余り言いましたが、県の補助金も受けてですね、こういう通知書を出しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

先ほどの森議員の発言の中で、一部文言の削除、回数という言葉でしたね。この取り消しを申し出がありますが、削除してよろしいでしょうか。

（議場から「はい」との発言あり）

はい。ありがとうございます。

では、削除するようにします。

森君。

10番（森 治史君）

必ず、ほいたらまでは受診を受けるときに、ジェネリックということを指定するということですね。

薬の内容によつたら、まだ発売されてないもんがあるいうことも調剤薬局へ行つたら分かるがですよね。その薬が出てるか出でないか、あるかないかということは。だから、どうしてもその医師との関係がなけりゃないかんもんなのか。行ってからでも私としては、自分の指示で調剤薬局の方で指定したらいかなというよう

に解釈もしておりましたが。いわゆる受診前に必ず、医師に示すということですね、それを。示してからじゃなければ、ジェネリックが受けれないという解釈になるがでしょうか。

まあ、医療費をこんだけ重複して掛かってるかという医療費の通知についてですが。ちょっとやっぱり、いろんな病院にかかっちゃるがを確認してもらうて抑えてもらうと言われますけど。ねえ、血圧が悪い人が今度、眼科へ行って、眼科で眼底血圧が高いからというたときに、関連した薬が2度出るということはあるみたいですね、それは。患者さんが、私はこうこうで血圧の低い薬は飲んでますけど目の方も、いうたときに2種類出て、2種類飲んで、血圧が下がり過ぎたというようなこともあるみたいです。そういうことを避けてもらうということながでしょうか、お知らせの中では。けど、これはもう分かりませなあね。ご本人がどんだけ通うたかということについても、なかなか分からん部分があろうかと思うがですがね。

あくまでも個人でかかった方がどれぐらい医療費が掛かって、国保の方からは、こんだけあなたのためを使われましたということのお知らせということで。けどこれは、逆に言う場合に医療機関への悪くても辛抱しようかというようなことにもつながりかねないがではなかろうかという懸念もあるろうかと思いますが。

そのへんのあれは、どのように考えますか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

医療費通知についてはですね、受診した年月、それから医療機関名、入通院の区別、治療日数、治療費の総額となっております。ですので、この内容を先ほど言うたようにですね、一応チェックしてもらうという形でやってます。

当然ですね、それは治療行為ですので、必要なときには必要な治療を行うと。またさっき言ったように、重複というときにはですね、当然どこでどんな薬をもらいようということは当然医師に伝えてですね、調剤薬局を処方してもらうということになろうかと思います。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

分かりました。

それでは2問目の質問に入らせていただきます。

これ、町職員の資質ということについて問うように致しますが。

まずお断りします。通告書では、一部限定されたような書き方になっておりますが、これは、このことにつきましては一部署のことではなく、町職員全体の方々のことと、とらえておりますので。今の質問の答弁のときにそのへんは、よく考慮してお願いを致します。

これ私の方から、住民の方と直接会ったときの話ですので。

朝一に役場の方に用事で行ったときに、朝のあいさつも全くなかったと。また、用事を終えての帰りのときに、まあこれがありがとうございましたと言うことが適切かどうか分かりませんけど、そういうようにご足労願ごうたというような感謝の念の言葉もなかったということで。このことについては、もう町長にその方は直接電話を入れられて伝えたと。その際に、町長から職員に対しては指導をしますというように話されましたということを住民の方から聞いております。それについて私の方が、議会の方でそしたらどのような指導されたかお聞きしてお伝えしますということで、別れておりましたので。これは、町長もそんな1つのね、ちっちゃい部署のことととらえずに、町職員全員に指導されたことだと思いますので、そこで町長がどのように取り組まれ

たかについて、お尋ねを致します。

それから2問目ですが、私、町職の業務は住民サービス業と私はとらえております。

また、住民からこのようなことを聞きました。今年になってから5月ごろに、くみ取りのトイレを合併浄化槽に改修工事をすることになり、これ業者が電話かけたか、本人がかけたかのどこまではお聞きしてませんけど、役場の方に浄化槽の補助金制度があるということで問い合わせを致しました。その際には、補助金制度はあるとの返事であったが、業者との仕事の関係で施工業者の仕事の絡みのことですれ込んで、9月の施工ということになり、補助金の申請についてですが、それは工事の1週間前でないといかんということで問い合わせを致しますと、既に今年度の補助金は全て申請済みで、もうありませんということであったとの話です。

これはここは私ですよ、私が思うによね、やっぱり予算も削減されたと思うんです。前年度に組んだ予算は組んだけど、いうたら不要額が出たから今年はちょっとダウンしちゃったと思うんです、その数が。で、そんなことを十分に説明してあげておれば、まあ、今年は少ないですよとか、予算枠が。まだあるとしても、今年は予算枠が少ないので今からのあれでどうなるか分からんというような説明をしていただいておれば、また施工業者の方との話し合うことでね、早めに工事をやってもらうて、その制度を利用してよね、改修を済ますことができたんじゃないろうかと、私は思います。

このような問い合わせについて、住民とか施工業者の方が割と代理で申し込みなんかもされるようですが、十分な説明をすることが、これが行政側のサービス業務ではなかろうかと思います。その点について、町長がどのように考えておるかについてお尋ね致します。

ということと、3点目になりますが、町の職員の方も議員の方々も、町長に雇われたがじゃなくって、これ住民の方々が住まわれていることによって、職員の方はいろんな業務をされることによって給料、生活給を頂いております。議員は議員活動に対しての議員報酬を、これを仕事に対するお手当、手当ということになりますが、を頂いておると私は前々から思っておりますが。

これについて町長はどのような考え方かについてお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

森議員の質問にお答えします。

まず、1点目の職員の対応についてでございますが。質問にありますように、職員の対応につきましてお電話をいただいたことは事実でございます。

まずは、不快な思いをされた住民の方に謝罪申し上げるところでございます。

その後の取り組みにつきましては、町長室にてその電話の内容を伝え、今後の対応について指導させていただきました。また、議員ご指摘のように今回のご指摘は組織全体に対するものと受け止め、私自身も含め、今後こういったご指摘を受けることのないよう改めてまいります。また、あいさつだけでなく、おいでになった住民の方へ積極的に声を掛け、安心して来ていただける役場になれるよう取り組んでまいります。

2点目の町職員の業務についてのご質問でございますが。私も含めた組織の業務、目的につきましては、住民サービスの提供とその向上であると認識しております。そういう観点から、森議員の町職員の業務は住民へのサービス業である、とのご指摘と同様の認識でございます。常にそういう認識を持ち、業務に取り組むことが求められていると考えておりますし、また、そういう認識の下、業務に取り組むことは住民サービスの向上につながると考えております。

今後、組織内で再度認識を確認し、前段ご指摘いただきました部分も含め、住民サービスの向上に努めてま

いります。

次に、職員の給料と議員報酬についてのご質問ですが。両者共にその目的は、住民サービスの提供とその向上であると考えております。つきましては、常勤の職員には給料という形で、非常勤の議員の皆さんには報酬という形でお支払いをしていると、そういった認識でございます。

また、議員報酬につきましては、各地で日当制の議論もある中、当町では月額報酬という形を取っております。役務費という性格と、森議員のお言葉をお借りしますと生活給という性格も帶びていると認識しております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

町長の考え方として、今から精いっぱい、住民の方に不愉快な思いをさすことなく、庁舎を訪れ、帰つてきるように取り組んでいくことで、それで一番いいと思います。

2番の所のとこのは、これもそのとおりでございますという返事でしたが。ちょっと趣旨には書いておりませんが、今年度予約が殺到してなくなったと、浄化槽のあれが。ほんと、町としても合併浄化槽でその環境整備をやっていく考えだと思います。いわゆる農水とか漁水とかには取り組まずに、広げてそれをやっていこうう考えだと思いますが。

今言うたように、施工する側にしてみたら、あのときにもうちょっと担当の方が詳しく内容を説明をしてくれていたら、私のところは既にこの中の予算の中でやれたかもしれんということ。まあ、広報なんかで読まれた方の認識にも問題があろうかと思いますが、数があるというような考え方でとらえてない方もおいでるようです。いわゆる浄化槽の補助があるということなんかにつながってくると、申し込めばその限りなくあるようにとらえた方もおるようです、そういうとらえかたもあったみたいです。今年は去年より下げるということで、これなんかの対応をするとなれば補正を組んででも、その去年並みの浄化槽の設置のあれを取り組まなくては。要望があれば、すべきじゃなかろかなと思う。これちょっと趣旨から外れるかもしれませんけど。

それから、報酬いうた場合ですけど、この場合は生活給、まあ確かに私らも生活給の一端には入ってますので、生活給の一部と言われますけど、報酬になってしまふとあれやないでしょうか。これはいたら一生懸命議員活動に対したとか、住民に対してのいろんなサービスしたことに対する手当てというがが正解ではなかろかと思いますけど、もののとらえ方があろうかと思います。

これ私が初めて議会に出させてもらひたときに、ある住民の方から、おまえのもらいようものは生活給やないがでって。一生懸命、議会で活動する住民のためにやることによってもらえる手当やけん、生活給じゃないけん。そのとこのはき違えだけはするなよ、というように釘をさされた関係がありますもんで私、個人的に。だからちょっと問いましたけど。全く生活給に使ってないとは私言いませんけど。趣旨としてはこれは報酬ですので、生活給ではないというようにとらえますが。再度このへんのあれは、この私のとらえ方でよろしいんでしょうか。

やはり町長が申されるように、この中にも生活給も一定限入っているというとらえ方が正しいんでしょうか。こんなもん議論せんでもかまん言やあかまんかもしませんけど、考えを。

副町長でもかまいませんよ、答弁は。分かってる方に。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 16時 15分

再開 16時 16分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（植田 勝君）

それでは私の方から、議員報酬の関係についてお答えをさせていただきます。

この議員報酬については、いろいろな考え方があろうかと思います。今言われたように、いわゆる活動費に対する役務の提供といいますか、その考え方ですね、生活給的な考え方。これを、どちらを優先するかというが、なかなか私たちも今のところはっきりしたですね、明確なお答えを持っておりませんけれども。両方、私は考えられるというふうに思ってます。

それから合併浄化槽につきましては、ここの通告書にございませんでしたので、また後日、答弁さしていただきます。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

そのね、どうしてもね報酬いう言葉の中でよね、それへ生活給が入ってくるとよね、これ問題が出てくると思いますよ、今の発言でしたら。

なぜならば、生活給については差し押さえは40パーセント以上はせられないというあれがあるはずなんですよ。こういうように我々の報酬についてはよね、全額押さえてもかまんでしょう。いうたら生活給があったらよね、含まれたらこれはあれでしょう、できんでしょう。やけん、そのへんの兼ね合いがあるから、生活給というように区分して私たちは、給料と言えるのは私が聞いちゃうがはよね、県会議員でも市会議員でも、町村でもよね、歳費いわれる国会議員の歳費については、これは生活給やというように聞いておるんですよ。あと、県議さんも報酬やないろうかと思うんですが。報酬にかんしては、いわゆる仕事に対する手当というような解釈の方が正しいというように思うんですが。これは意見の相違になってしまいますが、ここで時間つぶすわけにはいきませんけど。そのへんが問題になりやせんろかと思いますがね、それでいくと。その生活給も一部含まれてるんだということになってきましたら、報酬に対して。大きな問題になってくる場合、なりやしませんかということでよね、あれしますけど。それやったらもう、手当やから全部押さえれる、生活給やったら、その配分比率は分かりませんよ、私も。何パーセントが生活給で、何パーセントが手当てじゃいうようなことになってきますと、そういうことになったときにもし何かあったときには、生活給やないものに対して全額押さえることもできんなってくるろうし、いう問題点がありやしませんろうかと思いますが。

そのへんは矛盾はないんでしょうか、生活費と手当との混同で。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 勝君）

お答えします。

いわゆる非常勤の方が、報酬的な考え方。で、常勤の方を給料というふうなとらえ方をしております。

で、議員の報酬につきましては、100パーセントを差し押さえすることはできんというふうに認識しております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ、この件については水掛け論争になってきて、思う思わんになりますので、このへんで置かさしてもらいます。

それで、最後のところで1問。これは前から、これも見解の相違になろうかと思いますけど。

国道56号のバイパスについてお尋ね致します。

6月議会の中で町長は、社会資本整備の取り組みの中で、これからバイパス推進について地権者の方々に事業の理解を得られるように取り組んでいかれる考え方のございますが。

推進に当たりましては、このバイパスに反対をされてる地権者の方々の人権を尊重され、人を代えての再訪問、再々訪問は、私はすべきではないと考えますが、町長の考え方をお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

森議員の質問にお答えします。

先般、所信表明および6月議会でも表明させていただきましたように、国道56号大方改良につきましては推進でございます。そのために、ご理解をいただくために訪問させていただく、という姿勢に変わりはございません。

ただしその中でですね、明らかに意思表示をされてですね、もう来てくれるなといった方にはですね、また違った形でご理解を得る手段を取らなければならないと、そのように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今、町長が言われた、そこには行きませんけど、違う手段を考えなければいけないという答弁でしたが。その違う方法とは。

行政職が行かんでも、私の言うのは知人その他、その方に親しい方とか。役場の職員が行くことだけを私は言ってるんじゃないです。あらゆるつながりの方を、そこに再々とかの訪問はすべきでないという考え方でお尋ねしたがあって。方法ということになりましたら、よく出してこられますけどこれあのねえ、前のときには私が基本的人権のことこの人権を守ってほしいと。答弁に対しては、これは乱用してはならないって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任があるとかいうような、第11条と第12条で、これはまた違ったような説明が出ておりますがね。

それで、前回のとき、前々回のとき、前のときにはこの執行部からは、この乱用をして常に公共の福祉のためにこれを利用する責務を負うというところで、答弁をいただいたことがあるがですがね。この方法を用いるということながでしょうか。その次なる違う別途の手段ということは。弁護士に預けちょうところは、もう弁護士に任せてますので、弁護士の方へ恐らく行かれると思いますが。

私の言うのは、何らかの方法でしょうけど、その役場の職員さんとか国の県の職員さんとがどうのこうのことを言ってるんじゃないですよ。知り合いが行くとか、町長が知っちゃう人で、向こうの方を知っちゃう方に対して、町長の意向とか、町の意向で訪問することは駄目じゃないですかということ。人を代えてということ

とは、役場の職員が、Aの職員が行ったけん今度はBの職員が行く、Cの職員が行く、ということを言ってるんじゃないです。この場合役場の職員じゃなくって、地域の方のその方に親しい方を通じてお願ひすることも駄目じゃないですか、ということを問うてるんですよ、私の問うてるのは。

で、どういうような考え方をなさるか、違う方法を取られるか知りませんけど。そのところを言ってるんです。役場の職員さんが再三訪問することでもなく、また地域の顔の広い方を。あの人は知っちょうけん、ひとつ頼んでもらえんろうか、というように人を代えてくこと事態が、駄目じゃないですかということをお尋ねしちゃうがですよ。弁護士の方へ預けちょうと言われたら、もうそのまま弁護士へ行てもらわん限り、あなたが頼んだ方、町長が知り合いに頼んでも、知り合いは弁護士行てもらわんとよね、その弁護士に預けちょう方々は何のために弁護士にお願いしちゃうか。それはもうこれ以上この問題で、いろんなことで悩むのは嫌だから預けたはずですので。そのへんのあが、ご理解をいただきたいんですがね。

推進は、それは町長の公約であり、当然しなくてはいけない行為だと思います。けど、その行為の裏で結局、無理強いされてくるということだけは、避けてほしいんですよ。誰やろが来たけん、お百度参りが来たけんとかいう。それがないようにしていただきたいから、私はこの回、お尋ねをしてるがですよ。

確かに11条を出してきて質問すれば、今度は12条でね、乱用はしてはいけないとかいうようなところで、住民の権利であれども常に公共の福祉のためにこれを利用する責務を負うとかいうところを、今は総務課長やけど、そういうような答弁とか、前副町長の澳本さんからは再々いただいたように思っておりますが。

まあこれ、公共の福祉という言葉は、いわゆる伝家の宝刀ですか、最後の宝刀ということで公共の福祉と。これは読んでのごとく、みんなの幸せということですよね。この公共の福祉についても、これはある本の中の引用ですけど、考え方にも欠点があるのだよというように書いてます。これはあくまでも後藤武士さんの書いた本の中での引用ですので。

これをやると、大勢の人の利益のために少数の人の利益を犠牲にしてしまうと。ということに利用されやすい言葉らしいです。で、このパターンが問題になるのは、大体、公共事業絡みだよねって、この本には載っています。大切なのは、どこまでを公共の福祉として認めるかということで、公共の福祉がどこまで個人の幸福を制限できるかとの判断、さらにそれを誰が判別するかじゃないでしょうか。そしてこの公共の福祉という概念が、権力者に都合のいいように利用されることのないよう監視することが大切だ。また、公共の福祉を口実に少数派の人々の人権をむやみに規制してしまうような世論を形成したり、そうした世論に安易に流れないようにすることも必要ですねというように、この本の中では書いております。これはあくまでも後藤武士さんという方の法話を書いた本ですので、この方の考え方です。後で読んでみたら、この本は何か小学生の高学年に分かるように書いた本だったもんで、ねとか、よとかいうように言葉尻がありましたけど。

こういうことも含めて、町長が別の方法を取られるということについて、どのような方法を取っていかれるのか、ということについて、もし今ここで、反対派である私にはその考え方は話されんというのでしたら、それでも答弁は結構です。考え方がまだまとまってない言うよりも、あなた方に話すと次で打たれるから話せませんなら、話せませんでも結構です。再々そういう先のときには、ほかの人の質問であれ下村町長のときには、この議会の中には反対派の人もおりますので全ては申しません、という答弁をしておりましたので。

今、町長が別の方法ということだったので、私はそれについてもこのように釘をささいてもらいましたが。町長は、別の方法というのは、どのような方法を考えておられたのか。もし私に答弁ができるのであれば、ご答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

具体的にこういう方策でということを今持っているわけではございませんが、コンプライアンス、あるいは相手方の人権を最大限尊重しながら、なおかつ事業推進にご理解をいただくために、せめて説明の協議をさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

説明をすることは、そら行政側が説明責任でやりたいというので、そりゃ結構なことでしょうけど。まあ、拒否されてもしゃあないですよね。そのへんははっきりしておきたいことと、私の言いたいのは、そのように公共の福祉というて言われても、このようにいろんな矛盾点がありますよということを。これをかざすのは、この著者に言わしますと権力者のえいように使ってきた言葉であると。いうように出ております。

今のところ、これ以上の質問をさせていただいても、町長の方の考えも今からあろうかと思います。ただ、言やあ手を変え品を変えという言葉があります、悪い言い方しましたら。そのようなことだけはしないようにすべきであろうと私は思っておりますので。また何かありましたら、またこの件につきましては住民の声を聞き、再度町長に質問させていただくことで、私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

次の質問者、下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

それでは通告書に基づきまして、質問させていただきたいと思います。

今回は、雇用や産業振興策全般についてということで、要旨3つあります。

冒頭ですね、説明ありましたように私の場合もですね、1つずつ解決していきたいと思いますので、回答の方もですね、1つずつ答弁いただければと思います。

まず1点目です。

6月議会において、町長が考える町政施策全般について質問を致しましたが、関係機関との協議や全体把握に努める等の答弁がありまして、具体的な政策目標であったりスケジュール等の答弁がいただけませんでした。そこで今回はですね、論点をちょっと絞りまして、特に雇用とか産業についての部分だけなんですが、その部分で質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、今までの町民アンケートからも分かるように、多くの町民の願いは町内での雇用の確保である。これにどう取り組むつもりか。黒潮町としての雇用に対するグランドデザインを示していただきたいという、まず1つの質問であります。2つ目は、産業推進室の目的、また3つ目では財政シミュレーションについて質問したいと思いますけど。

そのグランドデザイン、いわゆる全体構想ですね。その部分についての答弁いただきと思うんですが。

そのグランドデザインといえばですね、端的に言いますと黒潮町発展のための方程式です。で、それを町長の口からですね、町長が描くその方程式に従っていけば雇用が生まれ、また住みやすい町になっていくということですね、教えていただきたい。特に、この質問はなかなか難しいと思います。難しいと思いますが、町長はですね、今回、本当にたくさんの町民に選ばれ、それを町民の方は皆期待してですね、それを投票されてたと。それで今回当選されていると、というふうに私は理解してます。ですから、町長の公約の中にですね、

例は一次産業の振興であったり、また、体験型観光を中心としたその交流人口の拡大であったりとか、そういった公約をうたわれていたように思いますか、具体的にですねどういうふうにやっていくのか。

最初にですね、その私が言う成功のですね方程式、その部分をですねお答えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

下村議員の質問にお答えします。

雇用の確保についてのご質問ですが、ご承知のとおり現在町としましては緊急的な対応ということで、ふるさと雇用再生緊急雇用創出臨時特例金事業の活用で、緊急的な雇用の場の確保ということには取り組んでおります。

議員のご質問の趣旨につきましては、恒常的な雇用の確保ということであろうかと思いますので、緊急的な対応につきましては、詳細につきましては省略させていただきます。

雇用の確保について、まずは6月議会で申し上げましたように、ある一定ですね農業分野で抱えていただかなくては現実的には対応できないだろうと、このように考えております。まずは本人の就業機会も含め、関連雇用につながっていけると、そのように考えております。

のために、これも6月議会で申し上げましたが、どうしても産業という観点から立ちますと、経営固体数、この維持、あるいは増加が望まれるところでございます。そのためにはどうしても、新規就農者への支援が充実していく必要があるとそのように考え、担当課とJAで現在協議を進めているところでございます。

具体的にこのJAの協議の中で出ておりますのは、前段の質問にお答えしたときにも申し上げましたが、地区別と作物別の課題抽出が終わっております。これにつきましての、個々の各論についての対応につきましては、もう少しお時間を頂いて対応しなければなりませんが。現在、特に取り組んでいますのは、現在あります事業の中で新規就農者の研修事業、それからレンタルハウス整備事業、これにつきましては、そういうインシャルの低下、あるいは技術提供、そういうことが望まれる事業でございます。ただし、それが単発でございますので、これらを何とかうまく組み合わせた黒潮町独自のモデルができるか、そういう企画立案をしている段階でございます。そういう中で新規就農者の確保に努め、ひいては町内の雇用の場、あるいは就業機会の増加に努めてまいりたいと思っております。

また、前段矢野議員からご指摘もいただきましたとおり、現在町内において介護ニーズが非常に高いという現状も踏まえ、平成23年度には通所介護、もしくは訪問介護を拡充したいと考えております。そこでもある一定雇用の場が確保できるかと思っております。

またご承知のとおり、ここ4、5年は大型事業が多く控えておりますし、また、中山間のインフラ整備も積極的に進めてまいりたいと思っております。そういうことを考えますと、建設業の方でもある一定雇用が確保できること、そのように考えております。

また、国道56号大方改良に伴い町並みが変わっていくわけではございますが、ご商売をされるに当たり少しでも有利な立地条件を提供することで、起業の方も推奨していきたいと思っております。

また、観光振興や現在取り組んでおります特産品開発などの、関連雇用が見込まれるもののがございますが、とにかく雇用が見込めるものにつきましては、全力で取り組んでまいるわけでございますけれども、恒常的な雇用の創出を確実につくっていくためには、上滑りをしないよう各事業をしっかりと精査し、確実な施策を打ついかなければならないと思っております。

また、ご指摘いただきました体験型の観光。これにつきましても、佐賀の団体と交渉しております、いた

だいたいご意見を県の方に上げております。いろいろ課題等々ございまして、なかなかクリアできない段階でございますが、こちらにつきましても何とか観光振興の方が水産の方と掛け合っていただけるというご返事をいただいておりますので、今後進んでまいると思っております。

また、議会終了後 25 日には新たな体験メニューで、佐賀で観光客を受け入れられるようになっております。

以上のような観光振興につきましても、それに伴う関連雇用が生まれると思っております。全力で取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

はい、ありがとうございました。

町長、やはり農業出身ということで、農業分野では十分に頑張っていこうという意気込みも感じられましたし、ぜひですね、そういう方向でも本当にこの農業が衰退するとですね、この黒潮町の一次産業、ほんと基幹ですので、そういう部分は本当に大切なものです。ぜひその部分はですね、そういう方向でぜひ頑張っていただきたいと思います。

そうした中で、私がですね、特に毎回こういった答弁の中で感じることはですね、もっと具体的な部分が聞きたいというところであります。というのが、その例えですね、今、佐賀でも今度体験型の観光を始めるというお話をありましたけど、どれぐらいの規模で、どういう形で、いつまでにですね、大体その期限ですね。大体いつごろから、どれぐらいの人数をどういう形でやっていくという部分が、さっきの農業の分野もそうなんですが。自分たちが作る計画の中に、ある程度きっちりした目標がないとですね、後で我々がその成果について問うにおいても、頑張ったけどできませんでしたとかですね、自分たちはやろうと思ったけど結局結果が出ませんでしたとか、その判断基準がないわけです。

ですから、今、いわゆるその雇用に対するグランドデザインの部分が、今 1 つずつこう見えつつある段階だと思うんですが。それがですね、本当にどういうふうに具体的な、その数値の中で成果として表れるのかどうか。そこまで含めてですね、きちんとしたものができるのかどうか。まずその部分をですね、ちょっと確認をお願いしいたいと思います。

その中ですね、私、前に質問の中でお話したことあるかもしれませんけど。やはりですね、成功している町、村とかですね市は、その町、市、村ですね、ビジョンがはっきりします。というのがトップがですね、自分たちの町はこういうビジョンで、こういう形を作っていくと。だから、その中でも産業はこの位置にあって、こういう形で人口も増えていくし、地域が潤っていくんだというですね、そのはっきりした形が見えます。ですから、市なり町なりその名前を聞いただけで、ああ、あれで頑張ってる町なんだなどですね、ああ、あれで頑張ってる地域なんだなっていうのがぴんときます。そういう意味において、例えば黒潮町がその農業でいくんであれば、その農業を核とした部分でもっと横に広げるようなですね、形のものを考えていただきたい。

特に、今、町長がお話いただきましたけど、例えば介護の問題。それから起業をしていく、その商業関係の分野であったりとかいう部分。それから、今から始まる建設業関係。公共工事の関係があつたりとかいう部分が、単発の事業で全て動いてます。で、1 つが終われば、例えば今の公共工事の分であれば、ある程度時期が来たらそれはしばらくします。ですが、1 つのサイクルの中で、きっちりその単発にある事業が、横の連携をきっちり取れて、うまく回るサイクルさえ作ってあげれば、全体がですね、きれいな形で回るような仕組みができるように思います。

そういう意味で私ですね、今聞いたその計画についての年次であったり、目標の数値化というものがきちんとできるのかどうか。それについて答弁いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

まず、確定できる部分。先ほど申し上げましたように、通所介護もしくは訪問介護の拡充。これにつきましては、平成23年当初を目指しております。

それからもう1つ、JAとの協議を進めております、農業分野での新規雇用の開拓。これにつきましても、担当課とJA共に、県庁の方へ政策協議にまいる予定となっております。その政策協議が間に合えば、何とか来年の当初予算に組み込みたいと思っております。

それからもう1つ、横ぐしですね、各種産業の。これにつきまして、黒潮町マクロでとらえた場合に、どうしても一次産業でやってく必要があろうかと思います。それにつきましては、先ほど申し上げましたように本人の就業機会、あるいは関連雇用、こういったものもございますし、また横への展開、これが望める分野だと思っております。具体的に申し上げますと、現在JAと協議を進めております中で、園芸連の中の特販課、これを通じた黒潮町独自の流通開拓、販路開拓、これを目指しております。それからまた、もしもそれで販路開拓ができましたら、それは農産品に限るものではございません。現在、開発しております特産品であろうが、水産物であろうが、あるいは町内にあります各種2次加工品。これらについても同様のルートに乗せると、そのように目標設定をしております。

それからもう1つ。それらの事業を展開する上において、先ほども申し上げましたが、なかなかこの理念とか概念だけが先行してですね、どうも上滑りの傾向にあると、そのように認識しております。先ほど申し上げましたように、しっかり精査をして、しっかり事業効果あるいは費用対効果をどの程度望めるのか、これらの精査が必要であろうかと思っております。

質問にありました年次計画につきましては、具体的な数字が今、盛り込めておりません。当初予算の編成に入りましたら、いろいろ年次計画が、数字が具体的に入ってこようかと思いますので、少々お時間を頂きたいと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今、答弁いただいたんで、大体こういう事業でやっていくというの分かったんですけど。

その目標の数値ですね、今度は数値の方ですけど。具体的ですね、これだけの雇用が見込めるというその数値の部分は、発表できるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

これにつきましても、すべてを細かい数字ではなかなか難しいところでございますが。

現段階におきましては、この通所介護および訪問介護。この拡充につきましては、例えばシーサイド、鹿島程度のデイサービスの拡充ありましたら正社員が2名。それから臨時雇用といいますか、介護される方をなかなか正職全員でというのが難しいそうでございます。これにつきましては、約4名から5名が見込めるとい

ったところでございます。

それからまた、農業分野。まずは生産者の雇用機会と雇用の確保でございますが、これにつきましては現在取り組んでおります新規研修事業では、なかなかその研修期間が終わった後の独立がスムーズでないということが予想されます。そういう中で、現在年間2名を取り組んでいくわけでございますが、少なくともこの2名の方には、確実に就農していただく。これが、雇用の場あるいは雇用機会の創出ということだろうと思います。それにつきましては、現在の新規研修ではなかなかカバーできない部分、研修期間はあくまでも技術研修でございます。研修後にしっかり経営研修ができる、といった施設整備ができれば、スムーズに就農できるといったことを各方面からご指摘をいただきしておりますので、それを、先ほど申し上げました新規研修事業とレンタルハウスを組み合わせて、何とか黒潮町独自のモデルができるかというところを政策協議を担当課でしているところでございます。それにつきましても、現在の取り組みのまま100パーセント就農していただきますと年間2名。ですが、これから集中的に投資をしていこうと思っておりますので、この分野につきましては2名程度でなく、やっぱり年間4名、5名の新規就農、つまりは雇用ということにならないといけないと思っております。

それから観光振興でございますが。まずはですね、現在の黒潮町の観光の実状がどうなっているのか。単純に年間50万人弱の方がおいでいただけるといった数字だけではですね、なかなか今後、じゃあどういった分野で観光打って出ましょうかということが策定しづらい状況でございます。

現在、情報が一元化されておりませんので、まず町内の情報の一元化、それをする必要があろうかと思います。前段申し上げました商工会、それから黒潮一番館、それから砂浜美術館。そういった施設にはですね、相当の観光客が来ていただいている。単発ではなくて、体験型の観光メニューあるいはミニツアーのプログラムの策定を進めておりますので、半日のお客さまには何とか1日。1日の予定でございましたら、何とか1泊2日に延ばせれるような、充実したメニューを考えていく必要があろうかと思います。これにつきましては今年度中に、観光ミニツアーのプログラム策定は終わるようになっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

ありがとうございます。

ぜひですね、今、町長お話があったようにですね、できればそのグランドデザインの部分ですね。こうやってこの町を固めていくぞというような部分を、その一枚もんの紙で構いませんので。それを図式のような形でですね、観光の分野はこのぐらいのところで今年度はですね、例えばこれぐらいの人を見込んでここにこれぐらいの雇用を生むような仕組みつくっていくとかですね、いうようなものをぜひ、今年度間に合わなければ来年度ですね、23年度ですね。そのあたりから、つくり込むような、みんなが見てですね、町民も見て、ああ、黒潮町はこれだけ、ここの分野でこんなふうに雇用を生もうとしようと。介護分野ではこれだけのことをやって、こんなふうに人を雇おうとしてるんだちゅうのをですね、はっきり見えるようにですね。

ぜひですね、これは執行部の目標としてもですね、また町民にとてもですね、期待の星になるようにですね、それをおつくりいただきたいと思いますが。そのようなものはつくっていただけますでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

具体的に、その新しいことをしろということではなかろうかと思います。

現実的にこのグランドデザインの視覚化については、進めてまいる必要がございますし、またそれを住民の皆さんに分かりやすく説明できる機会というのも必要であろうかと思います。これまであった各部署のそれぞれの方向性をまず1つ、グランドデザインとして視覚化してまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

はい、ありがとうございました。

それでは2つ目の質問に移らせてもらいます。

今的内容に結構関連してきますけど、2つ目の質問。産業推進室の目的や産業振興における町としての基本的な考え方を問うということで、今回、産業推進室ができておりますが、当初、これは私個人が理解していたものに対して、全く違う組織になっているような気がしています。

これが、町長の考える産業推進室の本当の姿なのかどうか。

町長が今感じられていることを、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

産業推進室についての質問にお答えします。

ご承知のとおり、機構改革によって新設された部署でございますが、新設ということで経験がないという意味での新設ということでございまして。業務ボリュームと人員のバランスが取れていないというのが現状であろうという認識をしております。業務の振り分けと、人員配置についての適正化を図る必要がございます。

また、産業振興と名の付くものでも、必ずしも推進室で取り組むのが適正でない場合もあるかと思います。例えば、農業の大量ロット商品でございましたら、どちらかといえば農業振興課が、あるいは、佐賀漁港に水揚げされます水産物でありましたら海洋森林課の方が適正な場合もあるかと思います。そういった事務分掌の適正化に、とにかく早急に取り掛からなければならないといった状況でございます。

それからもう1つ、機構改革で推進室の方向性やその事務分掌についてどのような協議がされてまいりましたかは精査できておりませんが、早急に適正化を図っていくことは述べたとおりでございます。

ご指摘いただいた、その考えた内容と違うといったところにつきましては、恐らく期待する業務内容として、これまで行政が経験してこなかった民間の営利活動のサポート、あるいは新規分野の開拓。それぞれ産業振興、産業育成ということになろうかと思いますが。この業務についてなかなか見えづらいといったご指摘でなかろうかと思います。そのとおりでございますが、何分先ほど申し上げましたように、現在抱えている業務を消化するので人員が手いっぱいということでございます。適正化を図りながら、なお実効性の高いプログラムを消化できるように努めてまいります。

また、今後の黒潮町の産業振興対策でございますが。先般、産業振興の担当者連絡協議会というのを庁舎内で立ち上げております。これにつきましては、産業推進室、それから農業振興課、海洋森林課、それから両庁にありますまちづくり課と建設課の課長にご出席をいただき、産業推進室からの情報共有を図る段取りとなっております。まだ一度しか開催できておりませんが、随時開催をしてまいりたいと思っております。

特に前段も申し上げましたように、この産業推進室に限らず、各市町村が取り組むこの産業振興策でござい

ますが、どうも必要以上にその地域振興、あるいは地域活性化を担い過ぎて、本来住民の皆さんが求めておられる営利活動の拡大、これについてなかなかフットワークが重い、そういった認識をしております。

まずはですね、新商品の開発も大事ではございますが、既に現在町内にあります商品、まずこれをどうやって売っていくか、あるいは既存の産業にどうやってこ入れをしていくか、ここにも重きを置いていきたいと思っております。それを行うには、まずその先ほど申し上げました業務ボリュームと人員のバランスの適正化をまず図らなければならないと考えております。

議長（小永正裕君）

お謀りします。

本日の会は都合により延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議場から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ありがとうございます。

延長することに致します。

下村君。

15番（下村勝幸君）

町長の答弁にですね、大変安心しました。というのが、全く私が考えた内容とですねおんなじ答弁をいただいたので非常に安心したところです。

というのが全く同じで、今、産業推進室が抱えている仕事の内容がですね、私もちょっと確認してみたんですけど。それこそ商工観光の仕事と、それから産業推進室で今回取り組んでいる、例えば黒潮印のビジネス創造事業であったりとか、黒潮一番地のカツオビジネス創造事業であったりとかそういう部分とか、たくさんありますね。

さっきの商工観光の分野で言えば児童公園の関係があったり、緊急雇用の事業が入ってきて、その中には所管でいえば農林振興課や教育委員会、また総務課、それから住民課とかですね、いろんな所が重点分野雇用創出事業ですね、いろんな所が、要は産業と名の付くものは全部産業推進室へ行けと。あそこが全部産業にかかわるところはやるぞと、集めれというような体制で持ってきたようにしか見えなかったんで、これで産業の推進ができるわけがないと。何を考えて、この産業推進室を町長はやろうとしているんだろうと、大変僕はそのあたりですね、実態を見て憤りも感じましたし、本当にこの黒潮町が産業にかける気持ちが入っているのかどうかと、その部分でかなりいろんなことを考えました。

で、自分がですね、やはり思うのは、その今回の産業推進室の、あくまで私のイメージですけど。産業推進室の在り方は黒潮町全体をある部分からだけではなくて、ふかん的な全体像から見て、どことどこの産業を例えば結び付けたら、こういう産業が生まれるとか。先ほど町長言われたように、既存のこの商品については、いや、こっちから攻めていった方がもっとくんじゃないかとかですね、こここの部分は、この部署とこの部署にちょっと協力してもらってやっていったら、もっとうまく早く展開できるんじゃないかとか。そういうたる意味、企画立案を中心とするような室ではないかと私は思ってました。

ですが、今、こここの産業推進室の実態を見ると、公園の管理が入っていて、みんなが麦わら帽子かぶって、よし、今日は公園の掃除行くぞということで、何人も出ていって公園の掃除をしてきたり、ねえ、大事なことですよ。黒潮町にとっては大事なことやけど、産業推進室の本来の意味から言えば、あそこの人たちは黒潮町が、みんなどういうふうにこの産業を発展させていけるかを必死になって考えて、いろんなところと折衝しながら、時には県外へ出ていったり、時には本当に外国人人と話をして、どうやったら観光誘致ができるのか、そういう

ったことをいろんな意味で話し合いながら立案し、計画し、そして、いろんな所管の課にお願いへ行く、私はそういう室だと思ってました。

ですから、町長は今回、あそこの業務を軽減しながら、またはバランスも取りながら考えていくという。今現在、人がいないんで確かに難しいと思います。ですが、産業にかかわること、先ほど町長言われた雇用にかかわること、その部分は、町民にとっては待ったなしの状況がずっと続いている。ここは一日も早くですね、一日も早くその体制をつくり上げて、できるだけ早く町民がですね、よし、産業推進室動き出したと、実感できるような体制をつくってもらうためには、その先ほどのお話じゃありませんけど、実行の年度、いつまでにどういうふうにやるかという答弁を私はいただきたいと思います。

お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

その実行の年次というのは、機構のバランスの適正化の年次という。

失礼しました。

それにつきましては、実は何度も協議を重ねておりまして、これからも協議を引き続きやっていくわけでございますが。今年度ということを考えますと、これから予算編成にも入ってまいりますし、抱えている事業を消化していくということから、なかなか難しいのかなと思います。

ご指摘いただきましたように、産業振興待ったなしでございますが、今年度どうしてもこの体制でいかざるを得ない。もしくは、その今年度の業務消化がなかなか難しいとなったときには、いろんな形での雇用を考えていくべきであろうと思います。

少なくとも23年度当初には、人員と室の方向性と、それから業務ボリュームと人員の適正化、これは必ず適正化されているとお約束することができると思います。

もう1つ付け加えますと、今、室が取り組んでおりますさまざまな事業につきまして、議員ご指摘と同じ指示を致しております。全ての事業につきましての年次計画、それから細部に至る計画。つまりは、民間業者で言いますと経営改善計画ですね、銀行へ提出する。そういうまでの精度を求めております。それにつきましても、山本議員からご指摘ありましたように行くか引くかの判断に、まずどうしてもその経営計画が必要であるといったことで、精度の高い経営計画を作成するように指示を致しております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

というと、確認なんんですけど。今年度はかなり難しいと。

ということは、次年度で編成できる体制をつくっていくのか。

それと、もう1点確認したいのが、先ほど私言ったように、あそこはあくまでも企画立案、そして例えば、さっき町長が指示をしたというその経営関係。民間をもっと助けるような営業的なその作業も含めてやっていくというようなお話をあったと思うんですけど、そういったことを中心にやっていくような室としてつくり変えていくのかどうか。

その2点ですね、その時期とその内容です。

それだけお願いします。

議長（小永正裕君）

町長

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたように、この産業推進室が機能するようになるには、一日も早いことが望まれているところでございます。23年の当初にはしっかりとですね、業務ボリュームと人員のバランスを取り、そして、その4月から動き出すことができる、その室の方向性等との意思統一も図りながら進めてまいります。

また、現在抱えております室の業務につきましても、先ほど申し上げましたように業務の適正なる担当課。あの設定がちょっと緩いかなといった認識でございますので、これの振り替え等々についても協議をしていく必要があろうかと思っております。

いずれにしましても、23年度当初、4月からは、室の機能が機能していくといったところでございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

失礼しました。答弁漏れがございました。

考え方でございますが、室が最も必要とする機能。これは住民の皆さん何を望まれておるか、それに尽きたと思いますが。今、住民のさんは、やはり営利活動の強化、町内全般の営利活動の強化。これにつきましては、議員ご指摘のとおりマッチングであるとか、あるいはマーケティング、こういったことが主にならうかと思います。

企画立案、そして営業販売、ここまでが室の業務だと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

かなりですね、私が思う答弁に近づいてきました。

ありがとうございました。

それでですね、もう1点だけですね、もう1点お願いをしたいというか確認したいのはですね、できれば、その産業推進室を今度見直すときですね、町長の直属ですね、課とか室とかのバランスはあると思いますけど、できれば町長からなるべく近い位置で、そこの指示が出せ、しかもその室からですね各課、横への連携がですね取れていくような、今の事務分掌の関係があるんでなかなか難しいと思いますけど。機構の形、難しいと思いますけど、できればそうやった横断的にですね、組んでいける。例えば室の方からですね室長がですね、この農業と林業とこれを組み合わせてやりたいというときは、そういった戦略的なですねチームブレーンがすぐ組みてですね、そういった戦略がすぐ組んでいける。そういった体制の組織をですね、まあ組織をかっちりつくれというわけじゃないんですけど、そういった分野分野においてですね、いや、これはこれと一緒にしようとかいうような形で、町長自らその室へ命令が行った場合ですね、室もその町長からの命令を基にですね、大体、課の横断的なそのグループなりそういった運営体制ですね、ができるようですねものをぜひ考えていただきたいと思います。もちろん、今の各課の仕組みがあるので、まあ室長を全体の課長の上に持つていけとかそういう意味じゃないんですけど。町長の考え方の中に、そういった横断的なブレーン的な組織をですね、ある程度考えながらやっていけるようなものをできないかというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

これについて、町長の方で何か答弁できるようなものあれば、お願いしたいと思いますけど。

どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

機構についてのご提案をいただきました。

横断的な組織というよりは、組織内での横断さを確保するといったことだと思います。

このような体制が望ましいことは、言うまでもないところでございますが。議員ご指摘のとおり、その事務分掌、あるいは各課との兼ね合い等々を総合的に判断しながら、産業推進室の機能強化に努めてまいります。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

それでは、3問目いきたいと思います。

3問目、財政シミュレーションの関係ですけど。前議会におきまして、財政シミュレーションにある各種事業の実行スケジュール等の見直しを行う考えは、基本的にはないとお聞きしました。この場合、平成24年から決算上の形式収支は赤字となります。そして平成29年には、財政調整基金が底を尽きます。また、特目基金につきましても、約2億円レベルで減っていくことになっています。この状況に対しての対策、いわゆる打開策はあるのかないのかということをお聞きしたいと思います。

前議会においてですね、細かく事業の内容であったりとか金額であったり、またその実施年度について確認をさせていただきました。それに対して、答弁としましては国の動向も確認しながら、まあ基本的にはこのとおりでいくと。それから、先ほど同僚議員の答弁の中ではですね、場合によっては見直し等も考えていくたいという答弁がありました。

まず基本的にですね、この方針について間違はないのか。

まずお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

下村議員の3番目につきまして、お答えさせていただきます。

平成21年度の12月に策定した財政シミュレーションは、議員の皆さんにこれまでお示ししてきたとおりでございます。この第3次の財政シミュレーションはですね、平成20年度に策定されました黒潮町総合振興計画の事業計画を基本に、より良いまちづくりを総合的に推進し、黒潮町の発展を念頭に置き、最大限の事業を盛り込んだものとなっています。

町長はこの財政シミュレーションの内容を見てですね、事業全般、想像する限りではあらかた盛り込まれており、事業の見直しは考えていないが、これはあくまでも現段階の話であって、社会情勢によっては今後、適宜見直しをしていくという発言をしておると思います。

私も民主党政権が誕生し、国の事業仕分けや一括交付金などの検討がされていますし、昨今の国の経済状況は大変厳しくなる一方で、町の主要財源である地方交付税や、国、県の補助金が今後どのようになるか不透明なものとなっており、今後の社会情勢の動向によっては当然、事務事業の見直しが必要と考えております。また、これまでそのような発言をしてきたと思っています。

この財政シミュレーションを見ていただきますと、その事業の規模の見直しとかですね、廃止、また延期等がありますよという記述もさしていただいておりまして。よってですね、全然見直しをしないということです

はありませんので、ぜひその点はご理解もいただきたいと思っております。

そこで対策でございますけれども、竹下議員の質問でも触れましたが、現在、緊急に実施しなくてはならない大型事業があり、どうしても単年度の収入のみでは不足が生じてまいりますので、ある一定の基金取り崩しはやむを得ないところがあると考えております。そのためにですね、基金というのは積み立ててきておるというふうに考えております。しかし、財政シミュレーションどおり事業を実施すれば、平成29年度には実質公債比率が18パーセントを超えますし、基金も大幅に減少することになりますので、今後の社会情勢、財政状況によっては見直しや延期、廃止、または事業規模の変更なども出てきますし、事業の優先順位の設定、あるいは年次計画の平準化などを検討しなければならないのではないかと考えております。

また、減債基金を活用し、繰上償還なども行い、後年度の公債費を減らしていくとともに、経費節減や収入確保に最善の努力をして、可能な限り後年度の負担を少なくして、単年度の収支バランスを健全なものにしていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今回ですね、シミュレーションのお話をあえて取り上げたのはですね、ちょっと極端な例をお話したいと思ってあえて取り上げたんですけど。ぜひですね、町長これを聞いてどう考えるか、ちょっと後でお答えいただきたいと思います。

これは、極端な例ですよ、極端な例。

この今の財政シミュレーションを普通一般の会社経営に例えた場合ですよ。普通の企業だったら、このようなシミュレーションは絶対に作りません。というのが、少なくとも私は絶対に作りません。そりゃ会社経営の場合ですよ。というのが、ここに書いていることをですね、言い換えたらですよ、将来うちの会社は、会社の中にある内部留保金をどんどん取り崩しながら、何とか存続していって、そんな遠くない未来には消えてなくなりますということを内外にですね、胸張ってアピールしようよな、そんなシミュレーションながですよ。誰がこんな会社に勤めたいと思います。

で、もちろん会社経営とこの行政で言う、ある意味交付金で与えられてやっていく財政の形のものとは違いますけど。基本的にですね、歳入があって歳出があって、ずうっと一つの間にか、歳入はずうっと細っていく。歳出はある程度増えたり減ったりもしながらいくけれども、最終的には基金取り崩しながらずうっとしぶんでいくと。それを普通に、何事もなくこういう形で、みんなの前に提示をできるこの状態というのを、町長、どう考えます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

現在、策定しておりますその第3次のシミュレーションでございますが、まずはですね民間の会社経営と行政の特異性について、少し触れてみたいと思います。

民間の会社はですね、ご承知のとおり生産原価以上で物を売ってですね、利幅を確保すると。それが内部留保、あるいは報酬、あるいは事業投資に回っていくと、そういうことが民間会社であろうかと思います。行政の大きな違いはですね、生産原価以下で物を売っていく場合もあり得るということでございます。これはど

ここでペイをしているか、それは住民の満足度でございます。そういう相違がまず1点あるということ。

それからもう1つ、財政シミュレーションで歳入が今後先細りしていくことが予測されておるわけでございますが、それに対応しまして財政収支、あるいはCF等の整備をしていくこうと思いますと、どうしても歳出を抑えていく必要があると。ただし、先ほど申し上げましたように住民サービスの提供という職責がある以上、合併後のこの直近4年、あるいは今後の積極財政、この姿につきましては、私は肯定しております。

そういう中で、先ほど副町長が申し上げましたように、できるだけ経費の節減等々は進めてまいりますが、財政シミュレーションに載っております事業を上から順番に一つ一つ拾い上げてみると、なかなかこれはやらんでもええという事業がございません。そういう中でも、苦しい取捨選択が迫られる時期も来ようかと思いますが、現段階では財政シミュレーションに対しての観点は、そういうところでご理解いただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

前ですね、下村町長がこの、まあ今までの一般質問を受けて、この財政シミュレーションというものをですね、公開してくれるようになって初めて、自分たち含めてですね、その実態が町民に分かるようになってきました。そういう意味で、この財政シミュレーションのようなこういう公開する精神、これは本当に大切なこともありますし、町民への理解を深めるためにも大変重要なことであったと、私は評価しています。

そこで、大西町長はですね、今、行わないといけないのは未来に希望の持てるシミュレーションをつくり直すことじゃないかと思います。で、町長言われるのは、私もよく分かります。で、私が言っているのは、事業をやめろと言ってるんじゃないかもしれません。ね。必要な事業ばかりだと私も思います。そういう意味で、交付税に絶対的に依存をしているこの町の体質をですね、根本的に変える努力が要るんじゃないかということです。そういう意味で、先ほど1問目、2問目と続いて言ってきたことと全くここに関連してくることになるわけですけど。プラスのサイクルですね、回っていくような、そういう施策が打たれなければ駄目だと思っています。そのために、職員をまとめて、知恵を絞って、地域や国と連携しながら行政運営に取り組んでいかなければいけないと思います。

地域に入って住民のご意見を聞くことも、大変大事なことですし、重要なことだと思います。しかし、どうせ地域に入っていくんであれば、私はですね町長自らの、今のご自分の考えをですね、もっと広げてですね、未来図を広げて、こんな政策でこういうふうにこの町をもっと元気にしていくんだということをもっと思い切ってアピールしてもらいたいと思います。そういう中で、地域住民からもっとより深い要望であったり、町長がそこまで考えるんやったらここまでできんかというような、もっとですね発展的な展開が生まれてくるんじゃないかと、私はそのように思っています。

大西町長に、みんなが来ているのは、この政策立案能力と実行力であると私は思っています。

今、私が質問をしたこの論点についてどう思われますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

ご指摘いただきまして、初めて気づいたわけでございますが、第9回目の馬荷の開催予定の地区懇談会からそのような取り組みをしてまいりたいと思います。

この財政シミュレーションの質問につきまして、前段と関連しまして、いわゆるプラスのサイクルでということでございます。恐らくその財シミュの中でも単なる事業投下ではなくて、産業振興への資本投下、そういったことのご指摘であろうかと思います。全く同様の考え方でございます。

繰り返しになりますが、今後10年、20年において福祉や教育、こういったものを担保していくためには、どうしても今の段階で産業振興に取り組んでまいらなければならない、そういう認識でございます。これからも産業振興につきましては、思い切った考え方で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

もう最後の質問になろうかと思いますけど。

例えば、歳入の部分で地方税の部分に収入が増やせる余地があります。こういった部分には、町長はですね、やっていこうとする政策によって、今後このシミュレーションを大きく作り変えていける可能性があります。そういう意味で、ぜひですね、町長がこのご自分の考え方で投資的な経費をそこに入れながらも、何らかプラスに、歳入が増えるような何らかそういうシミュレーション。ぜひですね、この第4次のシミュレーションをですね、町長自らが考えられて、私はこんな町にしていくんだから、こういうふうなシミュレーションになると。私の目標はここらへんで、今、減っていってる個人であったり法人であったり、市町村民税が減っていっている部分をここで逆回転させるんだ、というような思いの入ったシミュレーションをですね、作っていただいて、将来的に細っていくにしても、その細り方がですね大きく変わるようですね、シミュレーションをですね、第4次のものをぜひ町長の気持ちが入ったですね、ものを作っていただきたいと思いますし、それをですね、できれば早い時期にですね、頑張ってですね、そこは考えてやっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたように日々の業務、あるいは財政シミュレーションの上において歳入増を目指す、これは、ぶれない姿勢でございます。これまでも同様であろうかと思います。

そういう中で、どれだけの数字が盛り込めるか分かりませんが、ご指摘いただきましたように産業振興へは、現段階において集中投下をすべきだと、そのように認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。（下村議員から「終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 21分